

産業文化研究

第32号

原著論文

地域における伝統的産業・産地に関する一考察 —北東北を中心として—

..... 田村正文 (1)

中国におけるコミュニティの言語サービス能力の構築に関する研究

..... 楊麗栄、楊麗娟 (16)

文化多様性を受け入れた子育て支援について 青森県を対象とした調査からの考察

..... 安田美央 (24)

研究ノート

持続可能な観光地域経営のための地域内外の連携協働による事業成果と考察

..... 井上丹 (33)

八戸学院地域連携研究センター

2022

地域における伝統的産業・産地に関する一考察

—北東北を中心として—

田村 正文¹

1. はじめに

拙稿(2022)において、地域で伝統的に育まれてきた生産技術は、他地域では単純に模倣することが難しく、更には黎明期から現在に至るまでの過程を通じて、その土地に根差した文化的な背景や風土が基軸となっているという独自性を有している。このことを鑑みれば、地域の生産活動において、その生産技術そのものが地域資源として捉えることが可能ではないかということについて記述した。現代のようなICT(情報通信技術)やSNSが進展・普及し、そのような情報環境の下での流通にあっては販売チャンネルの多様化、消費者の口コミなどが、従来までの店舗販売に加えて新たな顧客の創造につながっているといえる。

ここでICTやそれを介して購入した消費者の口コミや評判について考えてみると、その商品の感想を第三者に伝えるにあたり、価格や色彩などを伝達することは容易であるが、感触、技術の良し悪しを客観的に伝達することは困難であると思われる。さらには、ある土地の名産品を伝える際にも、例えば「青森県のリンゴはおいしい」という情報を発信したとき、「青森県はリンゴの名産地だから」、「青森県はリンゴの種類が多いから」などといった会話(コミュニケーション)を行うのは容易であろうが、そこに栽培や摘果などの「技術」を伝えることは非常に難しいといえるだろう。しかしながら、ここでの例の「青森県のリンゴはおいしい」という時、「おいしい」という形容詞の中には、必然的に栽培、受粉、摘果、収穫、保管など「リンゴ」という商品として消費者に届くまでの一連の生産技術が含まれていると解釈されよう。

上の例と同様に、生産技術を伝えることは非常に難しいばかりではなく、地域における伝統的産業の現状にあっては、後継者への伝承、新たな市場形成、代替品との差別化など様々な課題に直面している。このことは、偏に少子高齢化の影響のみならず、消費者ニーズ、代替品の登場による市場における生産量や価格競争や地域内における雇用環境などの種々の社会的な変化によるものと考えられる。特に、後述するように地域内で伝統的に生産されてきた(手)工業品は大量生産に向かないばかりか、市場での流通量も少ないことから、比較的市場価格も高いという特徴がある。

本稿においては、地域内での伝統的産業の中でも「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)」に焦点を当てる。そして伝産法で指定されている伝統的工芸品とそれ以外の青森県における独自の工芸品に関する概要と現状について整理することが主たる目的である。

2. 地域内伝統的産業・地場産業について

一般的にある特定の地域内で伝統的に生産され、それが消費者に対してある程度、認知されたものを「地場産業」や「産地」²という。地場産業については数多くの先行研究が存在するが、地

¹ 八戸学院大学地域経営学部 教授

² 地場産業や産地については、明確な定義が必ずしもなされていない。ここでは下平尾(1996)、山崎ら(2016), pp. 160-114を参照した。

場産業については明確な定義が存在していない。ここでは下平尾(1996)に基づいて、地場産業の特徴について見ていくこととする。

下平尾(1996)において、地場産業の特徴として「地場産業は協業の形態をとっているか、社会的に分業化された協業にもとづくか、いずれにせよ、手工業的な分野が多い産業である。この産業のうち機械化可能なものについては、近代工業に取って代わられた。長い歴史の中では、特殊な技法や技術をもつか、産地形成を行いつつ農村の余剰労働力ないしは家内労働力を基礎にしている以外のものは、消滅して存在していない。今日残っている地場産業は、一定の原料資源や販売市場を確保し、歴史の試練を耐え抜く中で、機械の採用をある程度拒否するような技術、独自の作風をもち、その上に周辺地域を含め比較的安い賃金で雇用しうる労働力を基礎にしながら成立してきた。地場産業は全面的な機械化の道を歩まず、手工業的に存在し得たのは、豊富でかつ安価な労働力の存在に基づいていた(以下省略)」³ことに拠るとされる。

つまり家内制手工業から発生した労働集約的産業であるということになる。さらには「地場産業＝地方産業」という構図で考えた場合、地方産業とは農村における閑散期の余剰労働力を活用した、いわゆる軽工業であると規定しているといえる。その中において、(生産)技術の伝承は「徒弟制度」⁴に依存していたものが地方における進学率の増加に伴い、その枠組が崩壊し、「多面的・複合的な能力をもつ指導者の不足」⁵という課題に直面していることが指摘されている。

また同時に、地場「産業」であることから、単独の製造者のみが生産しているのではなく、社会的に分業され、生産に関する経営体がある一定数その地域内において集積しているということになるだろう。しかしながら、現代においては伝統的な生産物を考えた場合、「昔からこの地域で作られているもの」換言すれば「その地域で生産され、その地域をイメージする産物」として認識され、つまるところ「地場産業」と「地域特産品」などが混在し、広い意味で地域で伝統的に作られてきた手工業による工業品と捉えられていると思われる。

ここで、秋田県北部における「能代春慶(漆器)」と「大館曲げわっぱ(木工品)」という全国的に知られている秋田県民謡の「秋田音頭」で唄われている2種類の伝統的に生産され、比較的高い生産物について考えてみよう。

能代春慶は、生産者において一子相伝で受け継がれてきた技法により生産されてきたものであり、明治初期には漆工4戸、木地工4戸あったものの、第2次世界大戦後は木地材、漆の生産量減少、化学塗料の普及により春慶を業とする家が減少した。さらには唯一の生産者も亡くなり、現在では途絶えた状態となっている⁶。

一方、大館曲げわっぱは、現在でも秋田県大館市内において5社が生産を行っている。一時期にはプラスチック製品に押されていたが、近年では本物志向の風潮により事業を継続している⁷。さらには伝統的な「わっぱ」や「櫃」のみならず、消費者の変化に対応し、盆(トレイ)やアクセ

³ 下平尾(1996) p. 46より引用。

⁴ 下平尾(1996) p. 49-51を参照。また同書において1960年～1965年における出生率の低下、1960年と1970年の高校進学率、大学・短大進学率のデータに基づき徒弟制度という教育制度の崩壊を論じている。

⁵ 下平尾(1996) p. 51を参照。

⁶ 国登録有形文化財旧料亭金勇 能代春慶常設展示 (http://www.kaneyu.jp/?page_id=233) を参照し要約・引用。

⁷ 大館曲げわっぱ協同組合(「協同組合について」<https://odate-magewappa.com/union/>および「大館曲げわっぱの歴史」<https://odate-magewappa.com/history/>) を参照し要約・引用。

サリーなども製造している⁸。

このように、能代春慶と大館曲げわっぱは、現在においては対照的な結果となっていると思われる。具体的に、それぞれの事業においては、化学塗料、プラスチック製品のような化学工業の発展と大量生産化による代替品の影響を受けたものの、消費者の存在によって乗り越えることができたかに思えたが、能代春慶は後継者がいなかったことによる消滅、大館曲げわっぱは現在でも伝統的技術を活用し、従来までのわっぱや櫃に加えて他の生活用品へも販路を広げているという対照的な結果になっている。

このような違いは、経営体としての特徴から探ることができるであろう。能代春慶においては、一子相伝という家系内での技術の伝達であったことから、あくまでも個人事業としてのみ継承していた。一方で、大館曲げわっぱにおいては、5社が現在でも生産し、それぞれの経営体は独自で営業してはいるものの、同時にこれら5社は「大館曲げわっぱ協同組合」の構成員である。つまり大館曲げわっぱは、同業他社間での協同組合を組織化しているのに対し、能代春慶においては、経営体あるいはその技術を有している者が少なかったということはあるだろうが、地域内で組織化できなかったという違いを見出すことができるだろう。このような違いはなぜ生じるのか、次章においては、経済産業省が監督省庁となっている「伝統的工芸品産業の進行に関する法律」について見ていくこととする。

3. 伝統的工芸品産業の進行に関する法律（伝産法）の概要とその派生

3-1 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）の概要と特徴

「伝統的工芸品産業の進行に関する法律」（伝産法、本稿では以降この表記を用いる）は、1974年（法律第五十七号）に公布された伝統的工芸品を対象とした法律である⁹。ここでは伝産法の目的とこの法で定められている伝統工芸品の定義について以下に主要な部分のみを引用する¹⁰（下線部は著者が挿入）。

第一条（目的） この法律は、一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品が、民衆の生活の中ではぐくまれ受け継がれてきたこと及び将来もそれが存在し続ける基盤があることにかんがみ、このような伝統的工芸品の産業の振興を図り、もつて国民の生活に豊かさや潤いを与えとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第二条（伝統的工芸品の指定等） 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、工芸品であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを伝統的工芸品として指定するものとする。

- 一 主として日常生活の用に供されるものであること。
- 二 その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- 三 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- 四 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。

⁸ 曲げわっぱ工房E08のHP「商品一覧」(<https://e08.jp/collections/all>)を参照した。

⁹ 伝産法とその成立については小原(1991)pp. 7-11を参照。

¹⁰ 伝統的工芸品の産業振興に関する法律 (<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=349AC1000000057>): 閲覧・引用)。なおここでは主要部分のみの引用であることから、全文についてはURL等で確認されたい。

- 五 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。

第三条（基本指針）経済産業大臣は、伝統的工芸品産業の振興に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 伝統的工芸品産業の振興の基本的な方向
- 二 従事者の後継者の確保及び育成に関する事項
- 三 伝統的な技術又は技法の継承及び改善に関する事項
- 四 伝統的工芸品の需要の開拓に関する事項
- 五 伝統的工芸品又は伝統的な技術若しくは技法を活用した新商品の開発及び製造に関する事項
- 六 その他伝統的工芸品産業の振興に関する重要事項

第九条（活性化計画）製造事業者又は製造協同組合等（特定製造協同組合等を除く。以下この項及び次条において同じ。）は、単独で又は共同して、活性化事業（次に掲げる事業のうち一又は二以上の事業であつて、伝統的工芸品産業の活性化に資するものをいう。以下同じ。）に関する計画（以下「活性化計画」という。）を作成し、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、製造事業者又は製造協同組合等が共同して活性化計画を作成したときは、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 従事者の研修に関する事業
- 二 技術又は技法の改善その他品質の改善に関する事業
- 三 原材料についての研究に関する事業
- 四 需要の開拓に関する事業
- 五 原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事業
- 六 消費者への適正な情報の提供に関する事業
- 七 新商品の開発又は製造に関する事業

以下では伝産法について、簡潔にその構造を見ていくこととしよう。

伝産法で指定された地域の財は、わが国の政府が伝統的工芸品として認めたものであるということになる。どのようなケースであれば認められるのか、以下で考察していく。

第1条の目的では、消費者からの需要があり地域の独自性のある技術・技法により生産され、地域経済の発展に資するものということになる。

第2条では対象となる、伝統的工芸品について明確にしているが、日常生活の用に供される、つまりは生活必需品的な要素が強いもので、生産工程が主として手工業的に伝統的技法や原材料を用いて生産されることが第一項～第四項に記載されたものである。ここまでは、あくまでも原材料、生産技術が伝統的であるが故に、必然的に完成品も伝統的なものとなる、いわば原料から完成品までの整合性があるといえる。この第2条で特徴的なのが、第五項であろう。つまりある特定の地域で、少なくない数の者が製造に関わっていることが伝産法における条件の1つとなっている。この第五項の内容から、ある特定の地域において伝統的工芸品を生産する経営体が集積していることが前提となっている。

第3条では、伝統的工芸品の振興や将来への事業継承、技術の伝達、販路拡大を定めた内容となっている。第二項では事業継承、第三項で技術継承とこれらの項において人材育成を基本方針として、第四項および第五項にあつては市場、消費者ニーズなどマーケティングなどに関する内容を定めることが規定されている。つまり、第三条（基本方針）としては、経済産業省から指定を受けた後の事業の継続性および振興を図る目的があると読み取れよう。

第九条では活性化計画として、協同組合のような組織化を明文化しているところが興味深い。特に第五項において「原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事業」として個々の経営体が独自で原材料の仕入れ、製品の販売を行うのではなく、「共同」での購入や販売を行うことが明記されている。またこのスキームとして、都道府県知事を経由して経済産業大臣へ提出するという手続きを経ることとなっている。ここでは製造事業者（単独）または製造協同組合等（組合等）となっていることから、必ずしも組合等を地域内で組織化する必要はないものの、特に第二条第五項との整合性を考慮すると、単独の場合には、ある程度、経営体としての規模が大きく雇用者も多く存在するということが想定される。一方で組合等を組織化する場合

表 3-1 東北地方における伝産法によって指定された伝統的工芸品

品目名	都道府県	指定年月日
津軽塗	青森県	昭和50年5月10日
秀衡塗	岩手県	昭和60年5月22日
浄法寺塗	岩手県	昭和60年5月22日
岩谷堂筆筥	岩手県	昭和57年3月5日
南部鉄器	岩手県	昭和50年2月17日
鳴子漆器	宮城県	平成3年5月20日
仙台筆筥	宮城県	平成27年6月18日
雄勝硯	宮城県	昭和60年5月22日
宮城伝統こけし	宮城県	昭和56年6月22日
川連漆器	秋田県	昭和51年12月15日
樺細工	秋田県	昭和51年2月26日
大館曲げわっぱ	秋田県	昭和55年10月16日
秋田杉桶樽	秋田県	昭和59年5月31日
置賜紬	山形県	昭和51年2月26日
山形鑄物	山形県	昭和50年2月17日
山形仏壇	山形県	昭和55年3月3日
天童将棋駒	山形県	平成8年4月8日
羽越しな布	山形県、新潟県	平成17年9月22日
奥会津昭和からむし織	福島県	平成29年11月30日
大堀相馬焼	福島県	昭和53年2月6日
会津本郷焼	福島県	平成5年7月2日
会津塗	福島県	昭和50年5月10日
奥会津編み組細工	福島県	平成15年9月10日

出典：経済産業省「伝統的工芸品」HP よりダウンロードし著者作成

(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/index.html)

には零細であり、生産量も少ない経営体が複数で共同化することを通じて、各企業体間での市場競争をあえて避けることで事業の継承を図ろうという方針があるといえよう。

伝産法により経済産業大臣つまりは中央政府より「伝統的工芸品」として定められたものは、全国に240件（2022年11月16日現在）あり、これらは経済産業省の「伝統的工芸品」のサイトに代表されるようにHP等で公表されている¹¹。この中から東北地方で定められたものを抽出しまとめたのが表3-1である。

表3-1より、青森県は津軽塗の1件のみである。また秋田県、岩手県はそれぞれ4件である。ここで秋田県の4件に注目すれば、前章で取り上げた「大館曲げわっぱ」は伝産法によって指定されているが、「能代春慶」は入っていない。つまり、先述したように大館曲げわっぱでは生産している経営体が大館市内に現在5件あり「大館曲げわっぱ協同組合」を形成している。一方で「能代春慶」は先述のように一子相伝であり、生産者も1件のみという状況であったことから、伝産法においても第二条第五項の「一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること」に該当しなかったと思われる。しかしながら、事業継承や将来的に生産技術・技法を伝えるという意味においては、特定の技術を有した職人等の死亡、他地域への移住などによって技術の継承が失われてしまうと、その地域から技術そのものが喪失してしまうことになる。そのため、伝産法の限界としては少数のみの技術保有者を十分に保護できないというところにある¹²。

さらには、表3-1を見るとその地域を代表する伝統的工芸品があるが、青森県においても津軽塗だけではなく、伝統的に生産されてきたものとして、例えば図2-1に示したような「こけし」、「南部菱刺し」などが挙げられるだろう。例えば「こけし」の生活での用途を考えた場合には鑑賞用の「玩具」として分類されるであろうが、伝産法第二条第一項の「主として日常生活の用に供されるものであること」に必ずしも該当しないためとも考えられるが、表2-1を見ると宮城県では「宮城伝統こけし」が昭和56(1981)年に指定されている。また「南部鉄器」や「山形鋳物」、「秀衡塗」と「浄法寺塗」などをみれば地域が異なっても類似性の高いものは指定されないという法則性もないといえるだろう。

3-2 青森県における伝統工芸品の指定

さらには、伝統的工芸品といったとき、消費者は必ずしも伝産法で指定されたものだけを思い描くわけでもないであろう。例えば青森県庁地域産業課HPを見ると「青森県の伝統工芸品」の紹介のページ¹³がある。そこには青森県が指定した伝統工芸品として33種類が紹介されている。

青森県の伝統工芸品は平成7(1995)年に制定されており、それに指定されるには、以下の条件を満たす必要がある¹⁴。

¹¹ 経済産業省「伝統的工芸品」(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyodensan/index.html)を参照。

¹² 例えば漆器や木工品などは、長期間使用したことで塗りが薄くなる、木目などが変色するような場合には、塗り直し、表面を薄く削ることで変色部分をなくするなど、その技術によって復元できる意味で、耐久消費財としての価値があったといえよう。しかしながら、その技術が消滅すれば、現行品を復元することができなくなる。また、伝産法では零細事業者や個人事業者のみでは廃業のリスクもあることから協同組合制を推奨していると思われるが、地域内で1社（あるいは1人）のみでは協同組合を組織できないことから、事業承継を円滑に進められるような制度設計が必要となるだろう。

¹³ 青森県地域産業課「青森県の伝統工芸品」を参照。(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/dento-kogei_aomori.html)

¹⁴ 青森県地域産業課「青森県の伝統工芸品」より引用。(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/s>)

【指定要件】

- 1 主に日常生活の用に供されるものであること。
- 2 製造工程の主要部分が手工的であること。
- 3 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- 4 原材料が伝統的に使用されてきたものであること。
- 5 おおむね50年以上の歴史を有すること。

前節の伝産法第二条と比較してみると、青森県の伝統工芸品への指定条件の1～4は伝産法を踏襲したものであるといえる。ただし、5の「おおむね50年以上の歴史を有すること」という、具体的な歴史性を明文化しているところに特徴がある。伝産法と青森県の伝統工芸品の指定条件については、青森県地域産業課に著者が問い合わせたところ、伝産法の内容などを参考にしつつも、青森県独自の制度となっているとの事であった。またスキームとして青森県、八戸市に問い合わせた内容を整理すれば図3-1に示すとおりである。

はじめに、県庁から各市町村に対し、年1回程度、打診（募集の案内）があり、それに基づき各市町村内で従事している事業所等を対象に公募を行う。指定されたフォーマットがあり、それに事業内容や製造工程の写真などを記入・貼付し、各市町村に提出。その後、各市町村より青森県に推薦し、県庁で審議を行い、承認、指定という流れとなっている。

さらには、伝産法の場合とは異なり、事業の将来計画や協同組合化などを求められてはおらず、あくまでも現状の伝統工芸品について青森県が指定することで付加価値を高めるという役割がある。そのため、伝統工芸品として指定されても青森県や各市町村から事業に対する援助などは無くあくまでも生産者のモチベーションに働きかけるものといえる。

また併せて伝統工芸品の生産に従事している個人に対しては、経済産業大臣が指定した「伝統工芸士」が知られているが、青森県独自の制度として「青森県伝統工芸士」が知事指定として平成13(2001)年より制定されており、青森県地域産業課のHPでは、現在69名（令和4(2022)年12月現在）が指定を受けている。この青森県伝統工芸士は青森県内に居住している者に限られ、さらには経済産業大臣指定による伝統工芸士でないことが県独自の特徴であるといえる。なお、経済産業大臣つまりは国指定の伝統工芸士は、伝産法を基礎としていることから青森県では津軽塗のみであり、それに長年従事している18名が指定を受けている。

そのようなことから、伝産法による国や青森県が独自にそれぞれ定めている伝統工芸品に関する指定

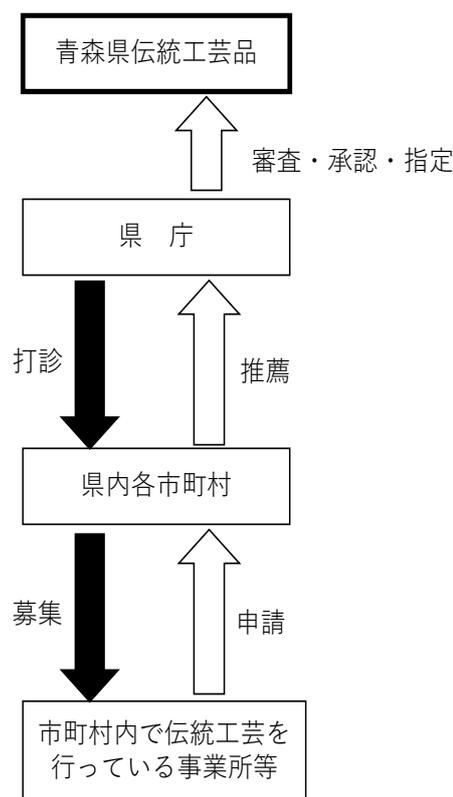


図 3-1 青森県伝統工芸品の流れ

出典: 青森県、八戸市に対して
問い合わせた内容を基に著者作成

は、地域内における事業継承や技術や文化の継承を通じた振興策の1つといえるだろう。特に国（中央政府）においては、各地域を集計したマクロ的視点としてわが国が成立していると規定していると思われる（例えば伝産法第一条）。一方で青森県における独自の伝統工芸品の認証制度は、青森県内の零細な伝統工芸事業者の振興を図ることで、青森県全体の振興につなげようという意図であると読み取れ、つまり、国の認証制度と青森県の認証制度は、相似的な関係にあると言えよう。

一方で、第三者による認証・指定は他の競合する財とどのような違いはあるだろうか。認証を得たことによって他の財とは差別化できるという利点がある。現在では経済産業大臣による指定には図3-2-1のマークが青森県のそれについては図3-2-2を示し、消費者にアピールしている。

これらの「しるし」により、消費者は伝統工芸品として指定されたものであると認識できる。このような伝統工芸品を選択する消費者としては、第1に本物志向であるということが言えるだろう。つまり、伝統工芸品の多くは、地場産業としてある特定の地域で生産されることから販路が狭く、流通量が少ないという希少性を有することから、他の代替品と比較すれば価格面では効果であることから代替品との競争では不利であることは論を待たないであろう。そのような中で指定された伝統工芸品の消費者は、当該商品が有する価値を理解しているという価格以外での価値を見出したことになる。また第2には海外旅行者（海外客、インバウンド）のように日本製品としての希少性、珍しさというアピールが可能であろう。現に経済産業大臣が指定した伝統的工芸品の1つである南部鉄器においては海外客から鉄器が好評であり、インバウンドの要望に応えるべくカラフ



図3-2-1 経済産業大臣による伝統的工芸品指定のしるし

出典：経済産業省 HP「伝統的工芸品」

(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/index.html)



図3-2-2 青森県による伝統工芸品指定のしるし

出典：青森県地域産業課 HP「青森県伝統工芸品」

(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/dento-kogei_aomori.html)

ルな鉄器も生産されている¹⁵。この事例からは、伝統的工芸品はわが国国内にとどまらず、海外からも日本らしさに対する需要があるといえよう。

同時に、これらの伝統工芸品の認証制度は、地域資源の活用という現代的な観点から論じることとも可能であろう。次章では地域資源の観点から伝統工芸品を見ていくこととする。

4. 伝統的工芸品の分布と地域資源

前章では、伝統的工芸品についてわが国共通の法規である伝産法に基づく認証、青森県独自の認証について、制度的な側面から見てきた。それぞれの認証基準における伝統的工芸品の生産様式に共通するものとして、伝統的にその土地で生産されている、伝統的な技法・技術で生産されている、伝統的な原材料で生産されている、ということが挙げられよう。さらには下平尾(1996)が指摘しているように(地場産業とは)「住民の生活の必要から発生したもの、および地域外に生産物を販売して収入を得る必要から展開したものであり、種々多様であるが、時代の変遷によって経済的に淘汰され、生き残った地域に根ざした産業」¹⁶である。つまり住民の生活用品、日用品をその地域で入手できる原材料を加工したといえよう。

ここで、論理の飛躍を恐れずに考えると、流通機構が現在ほど発展していない状況においては、必ずしも原材料を他地域から購入することも容易でなかった場合、自地域内で入手が容易であるものを活用し生産しなければならなかったであろう。そのような中で自地域内での生産物を資源として加工していたという構造を考えると、現在でいうところの地域資源を活用して長年の経験によって習得された技術・技法を用いて現在でも生産されている工芸品が伝統的工芸品ということになるだろう。

そのようなことから、地場産業あるいは伝統的工芸品は、地域資源の活用として捉えることも可能であると思われる。図4-1は北東北3県の伝産法で指定された伝統的工芸品と各県で独自に指定した伝統的工芸品の市町村での分布を図示したものである(青森県においては県独自に指定した伝統的工芸品が多かったことから、代表的なものを図中では示している。また秋田県においても伝産法で指定された伝統工芸品以外にも、秋田県独自で指定している¹⁷)。北東北各県における伝統的工芸品の分布は、特定の地域に偏らず、各県全体に分布しているということが明らかであろう。つまり、地域資源が各県において、伝統的工芸品の数だけ存在し、その生産に長らく、その土地の住民が労働力を提供してきたといえる。

また、図4-1では青森県については全てを地図上に網羅できなかったことから、青森県が独自に定めた青森県の伝統工芸品の一覧とそれらが生産されている経営体の所在地を表4-1に示す。また、図4-2では経営体の所在地の市町村別の件数を円グラフで示したものである。とくに図4-2を見れば、市町村別では弘前市が多く、八戸市、青森市と都市部において多く分布している。

とくに津軽塗は国と県両方から伝統的工芸品に指定されており、青森県を代表する伝統工芸品であるが、大沢(2022)によれば弘前地域をかつて治めていた津軽藩によって漆産業が1つの重要な産業であったといえる。このよう系譜を有して脈々と伝統的に受け継がれてきたことに加えて、津軽凧、津軽打刃物などに見られるような津軽藩城下町としての社会的分業による技術が現在でも続いているといえる。

¹⁵ 石清水(2017) pp. 479-480.

¹⁶ 下平尾(1995), p. 3より引用。

¹⁷ 秋田県地域産業振興課「手しごと秋田」HP(<https://common3.pref.akita.lg.jp/tesigoto/>)参照

また青森県内の伝統工芸品として下北半島、津軽半島といった北部では少ないという印象がある。表4-1を参照すれば、これらの地域における伝統工芸品は、錦石が外ヶ浜町1件で、南部裂織ではむつ市で2件、佐井村で1件の経営体が指定されているにとどまる。これらの錦石、南部裂織は、複数の経営体が指定されており、その一部にこれら市町村の経営体が含まれているという状況である。中でも南部裂織は、青森県の紹介によれば「南部裂織は江戸時代に着古した着物や布を再生する機織りの一技法として生み出された織物である。当時は、寒冷な気候のために綿の栽培は難しく、北前船で運ばれた木綿や古手木綿はとても貴重な存在であった。そのため、厳しい生活を強いられた農村地方の女性たちが布を大切にするための知恵から生まれたものである」¹⁸というように、現代でいう古着のリサイクルというべく江戸時代以降より根付く伝統的技法である。

むつ市や佐井村の南部裂織が、例えば八戸市を中心とした旧南部地域から下北地域に派生したものなのか、または個別に技術を蓄積していたもののかテゴリとして統一されてしまったのか、地域の歴史として今後考察する余地はあるといえよう。また表4-1には「津軽裂織」という項目があり、津軽裂織は青森市、つがる市、平内町での経営体が指定されている。津軽裂織は「津軽では裂織を「サクリ」と呼ぶ。江戸中期以降津軽の海岸線地域では日本海交易の北前船により古手木綿が普及し、布を裂いて織るサクリが漁師・農民の仕事着や日常着として作られた。サクリはその用途から薄く柔らかく仕上がるように工夫された技法で織られ、真新しいサクリは晴れ着として男たちや女たちを飾り、雪国の寒さから人々を守った。裂かれた布のささくれた風合いが独特の手ざわりを生み、古着の色の組み合わせによる時を経た深みのある色合いが魅力となっている。現在では、絹布をブナやナラ、りんごなどで染めて横糸にした綴れ織り・綾織りなどの技法を使ったバッグのほかコートなど様々な商品がある」¹⁹。これら南部裂織、津軽裂織に共通する起源として「北前船」により木綿、古手木綿が輸送され、それを再活用する技術として、青森県東部、西部に伝播し、各地域で独自のデザインや技法が確立したものの類推されよう。

一方で青森県の通史を紐解いても、津軽半島や下北半島に関する記述は少ない²⁰。しかしながら通史の中に記述されるような出来事のみならず、そこに暮らす人々の日々の生活や社会的背景を分析することで、これらの地域ではなぜ伝統的工芸品が少ないのか、あるいは技術が発達・伝承されなかったのか、という事を明らかにすることも必要であろう。

¹⁸ 青森県の伝統工芸品「南部裂織」より引用。(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chikisangyo/aomori_dento-kogei_nanbusakiori.html)

¹⁹ 青森県の伝統工芸品「津軽裂織」より引用。(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chikisangyo/aomori_dento-kogei_tsugarusakiori.html)

²⁰ 宮崎(1970)および長谷川他(2013)を参照。

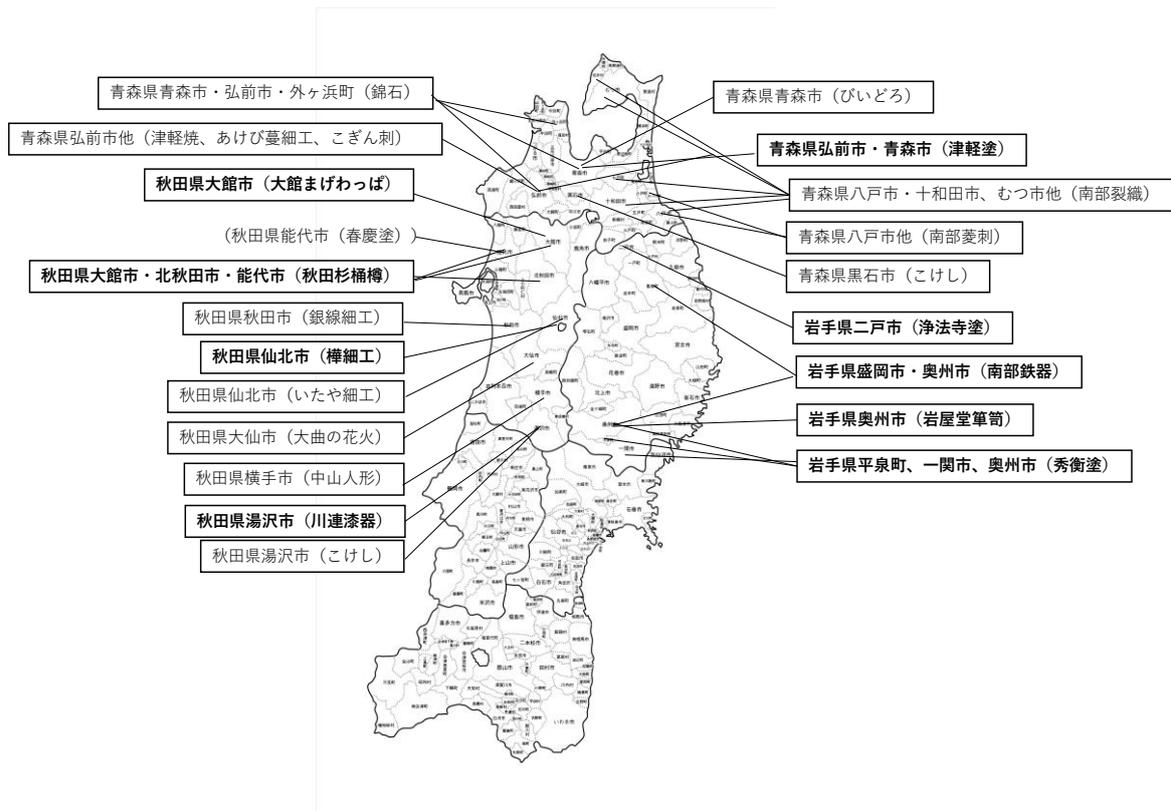


図 4-1 北東北各県における代表的な伝統的工芸品の分布

出典：各資料を参照し、著者作成。

表 4-1 青森県伝統工芸品一覧(33品)と経営体所在地一覧

	事業者 (数)	おいらせ町	つがる市	むつ市	外ヶ浜町	五戸町	五所川原市	弘前市	黒石市	佐井村	七戸町	十和田市	西目屋村	青森市	大崎町	南部町	八戸市	平内町
あけび薬細工	1							1									1	
えんぶり舟帽子	1																	
きみからスリッパ	1											1						
ごきん刺し	4						1	2						1				
ねぶたハネト人形	1													1				
アナコ	1							1										
温湯ごけし・すべり独楽	1								1									
下川原焼土人形	2							2										
錦石	4				1			1						2				
金魚ねぶた	3							3										
五戸ばおり	1					1												
弘前ごけし・木地玩具	1							1										
善知鳥彫タルマ	1													1				
太鼓	1							1										
大髷ごけし・すべり	1														1			
津軽がいでろ	1													1				
津軽桐下駄	1							1										
津軽洗	4							4										
津軽組ひも	1						1											
津軽打刃物	4							4										
津軽同	3							3										
津軽竹籠	1							1										
津軽塗	4							4										
津軽裂織	4				1									2				1
津軽傳統組子	1							1										
南部花形組子	1																	1
南部総何尊筥	1																	1
南部菱刺し	8	1										1						5
南部短毯	1															1		
南部裂織	11					2				1	1	1		1				3
八戸焼	1									1								1
八幡馬	2																	2
目屋人形	1												1					

出典：青森県地域産業課「青森県の伝統工芸品」(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chikisanewo/dento-kosei_aomori.html)を基に著者作成

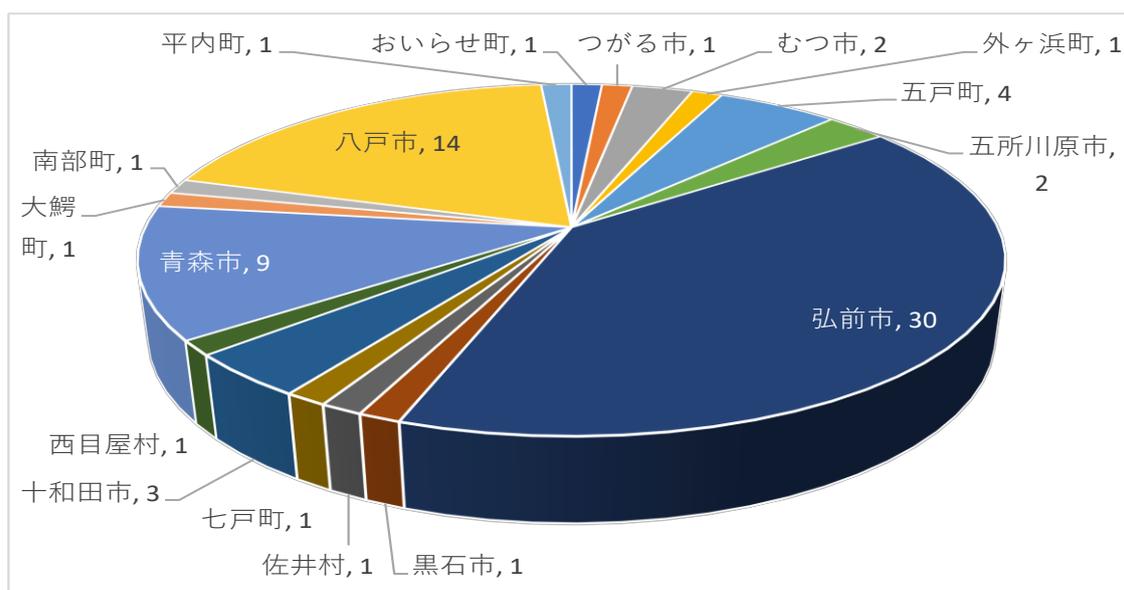


図 4-2 青森県の伝統的工芸品の産地件数

出典:表4-1に同じ。

5. 産学による協働の可能性

このような視点で考えてみると、地域資源を活用し様々な手工業（家内制マニュファクチュア）による技術は青森県内でも数多く存在していたとも思われる。現在では地域資源を活用することで新たな特産品の開発などが進められている。

例えば、本稿の第2章で述べた能代春慶は、現在では途絶えてしまっているが、「技法再現と後継者掘り起しなどを目指した「能代春慶再現活動ワークショップ」²¹の開催や大館曲げわっぱにおいては「その材料となる天然秋田杉は、近年、減少が著しく、資源保護の観点から、平成25年度以降の伐採が禁止されています。一方、造林杉は、天然杉に比べて柔軟性に乏しいため、曲げることが可能な材の割合は、7%程度と大変低いものです。当組合では、秋田県立大学木材高度加工研究所のご協力を得て、造林杉による大館曲げわっぱの共同研究を進めています。先人の知恵と、技術の結晶ともいえる大館曲げわっぱ。その伝統を後世に引き継いでいくために、これからも原材料確保、品質保持へのたゆまぬ努力を重ねてまいります」²²とHP上でも紹介されているように、原材料の確保ならびに生産技術に関する産学連携など、それぞれの産地においても伝統的技術の継承を模索している。

別の角度からの射程として、歴史、風土という基軸と地域資源という観点から、かつて存在していたものの廃れてしまった（廃業した）もの、現在でも細々と周辺地域には知られていないものの、少数ながら生産されているものなどを対象として、廃れた理由は後継者不足、代替品の開発など何で要因であったのか、現在でも続いている技術については後継者や市場などについて検

²¹ 国登録有形文化財旧料亭金勇 能代春慶常設展示 (http://www.kaneyu.jp/?page_id=233) を参照し要約・引用。

²² 大館曲げわっぱ協同組合「大館曲げわっぱとは 大館曲げわっぱの新たな試み」(<https://odate-ma-gewappa.com/about/>) を引用。

討するという作業も地域資源の検討する上で、あるいはフィールドワークの視点として考慮する必要があるように思われる。

つまり技術的な部分については工学部を始めとした自然科学系の研究機関や公立の産業技術センターなどの部門での産学連携が必要であるが、人文・社会科学の領域においても、歴史的価値、ストーリー性、市場戦略などにも貢献できるであろう。またオープンイノベーション²³に見られるように、他地域での技術交流や技術応用などの方向性について情報を発信することも必要であると考えられる。

6. 結び

本稿においては、国の制度としての伝産法や青森県を中心に指定している伝統的工芸品について述べてきた。本稿の対象としている事例研究については、本稿を始めとしてこれからより詳細について分析を進めていく予定である。

本稿の視点として、伝統的工芸品を地域資源の加工が歴史的に長期間に渡り継続しているもの、と捉え制度や事例を紹介してきたが、地域の歴史(郷土史、地方史)の側面と経営の側面という双方からの考察が伝統的な財・サービスの生産には必要ではないかと考えられる。本稿は概論的な内容にとどまっているが今後の方向性として以下を考えている。

例えば、地域的に代表される伝統的工芸品について、それが発生した要因と歴史的な出来事との関連についての調査・研究が必要であると思われる。

近代においては、大沢(2022)でも言及されている「上からの資本主義」として中央政府が主導となり殖産興業により近代的工業がすすめられた。伝統的工芸品は、その殖産興業の影響を受けず零細的に継承されてきたものと、殖産興業によって普及した技術を活用し、地域内でのみ継続してきたもの、のように殖産興業の影響について文献や製造元での調査なども必要であろう。

また伝統的工芸品は、古くから存在する地域資源を加工し、現在に伝えている財であるといえる。原材料もそうであるがその完成品である工芸品も地域の資源であるが、何よりも原料を完成品に加工する技術によって形成されていると考えられる。その技術継承や人材の育成、さらには時代による技術の変容などの解明が求められる。

参考文献

- 田村正文(2022)「地域資源としての生産技術」、『実践経営学研究』, No. 14, pp. 11-20.
- 山崎 朗・杉浦勝章・山本匡毅・豆本一茂・田村大樹・岡部遊志(2016)『地域政策』, 中央経済社.
- 小原久治(1991)『地場産業・産地の新時代対応』, 勁草書房.
- 下平尾 勲(1996)『地場産業 地域から見た戦後日本経済分析』, 新評論.
- 石清水 晃(2017)「南部鉄器の伝統とこれから」、『表面科学』, Vol. 38, No. 9, pp. 479-480.
- 宮崎道生(1970)『青森県の歴史 県史シリーズ2』, 山川出版社.
- 長谷川成一・村越潔・小口雅史・斉藤利男・小岩信竹(2013)『青森県の歴史 県史2』, 山川出版社.
- 吉田雅彦(2019)『日本における中堅・中小企業のオープンイノベーションとその支援組織の考察』, 専修大学出版局.
- 大沢 泉(2022)「明治期における青森県産業振興」、『産業文化研究』, No. 31, pp. 31-35.

²³ オープンイノベーションについては吉田(2019)を参照。

参照・引用したHPのURL (全て2023年2月15日 閲覧・確認)

国登録有形文化財旧料亭金勇 能代春慶常設展示 (http://www.kaneyu.jp/?page_id=233)

大館曲げわっぱ協同組合「協同組合について」(<https://odate-magewappa.com/union/>)

大館曲げわっぱ協同組合「大館曲げわっぱの歴史」(<https://odate-magewappa.com/history/>)

曲げわっぱ工房E08 (<https://e08.jp/collections/all>)

伝統的工芸品の産業振興に関する法律 (<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=349AC1000000057>)

経済産業省「伝統的工芸品」(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-den-san/index.html)

青森県地域産業課「青森県の伝統工芸品」(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/dento-kogei_aomori.html)

秋田県地域産業振興課「手しごと秋田」HP(<https://common3.pref.akita.lg.jp/tesigoto/>)

青森県地域産業課「青森県の伝統工芸品」 「南部裂織」(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/aomori_dento-kogei_nanbusakiori.html)

青森県地域産業課「青森県の伝統工芸品」 「津軽裂織」(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/aomori_dento-kogei_tsugarusakiori.html)

大館曲げわっぱ協同組合「大館曲げわっぱとは 大館曲げわっぱの新たな試み」(<https://odate-magewappa.com/about/>)

謝辞：本稿を執筆中に、疑問に感じた点などについて、青森県地域産業課、八戸市観光課に問い合わせ教えて頂いた。ここに記して感謝申し上げます。同時に本稿中の誤謬は、当然の事ではあるが著者のみに帰属する。

中国におけるコミュニティの言語サービス能力の構築に関する研究

楊麗榮¹ 楊麗娟²

要旨

意思疎通、メンタルヘルスケアと応急時の言論モニタリングはコミュニティにおける応急言語サービスの3つの重要な機能である。これらの機能を実現するために、緊急事態が発生した際の初動対応者コミュニティの管理職員と一般職員には言語コミュニケーション能力、マルチモーダルコミュニケーションという非言語コミュニケーション能力、批判的思考力が必要と考えられる。本研究は、コミュニティにおける管理職員と一般職員が必要とする以上の3つの言語能力を分析し、応急言語サービス能力に関するカリキュラムの開発、デザイン、関連教材の開発・作成と実践訓練を解決策として提案する。

キーワード……コミュニティ(社区) 応急言語サービス能力 言語コミュニケーション
マルチモーダルコミュニケーション能力 批判的思考力

1 はじめに

近年、世界各地で様々な災害が頻発し、特に2019年の新型コロナウイルス感染症の流行による被害は甚大である。このような状況下で、防災・減災を目的とした緊急事態に対応する各種サービスの社会的需要が急増し、様々な先行研究がなされてきた(王立非・任杰・孙疆卫・蒙永业 2020; 中华人民共和国应急管理部 2021; 李宇明 2021a, 2022)。そのうち、緊急事態における言語サービスは緊急事態に対応するサービスの重要な一部として、その必要性が日増しに浮き彫りになっている(以下「緊急事態に対応する」を「応急」といい、「緊急事態における言語サービス」を「応急言語サービス」という)。2020年4月に中国国家緊急時言語奉仕団¹建設会議では「国家応急言語奉仕団建設を軸に応急言語サービスシステム構築の推進は大きな意義がある²」とし、応急言語サービスは「すでに我が国の言語事業発展の重要な任務となっている³」ことが指摘されている(中国应急管理报 2021)。2022年4月に、国家応急言語奉仕団が立ち上げられ、中国の応急言語サービスが新たな段階へ踏み出し、国家緊急事態を管理する分野に新たな力が加わったことを示す(李宇明 2022)。

しかし、先行研究では主に応急言語サービスの概念の解明や、類型化などの文献研究に重点を置き(仲伟合・许勉君 2016; 张天伟 2020; 王立非・任杰・孙疆卫・蒙永业 2020; 李宇明 2021b; 李宇明 2022)、「応急言語サービスの提供に向けた具体的な取り組みはなされてこなかった」(小田格 2021:90)、特に、緊急事態が発生した際、防災・減災の初動対応となるコミュニティの応急言語サービス能力の構築に関する研究はほぼ空白状態である。

本研究では、緊急事態が発生した際、コミュニティにおいて応急言語サービスを担う管理職員と一般職員が必要とする応急言語サービス能力を分析し、コミュニティにおける応急言語サービス能力の構築方法を模索する。これによって、緊急事態における災害の代価を最小限にし、防災・減災の効果を最大化することを目指す。

¹ 八戸学院地域連携研究センター。第1～4章を担当。

² 中国西安外国語大学英語師範学院・英語教育学院。第5～7章を担当。

2 コミュニティとは

中国の行政区画としては省(自治区等)、市があり、さらに基層行政単位として「街道⁴」がある。「居民委員会⁵」は街道弁事処(中国の一番末端に置かれた行政機関)の指導を受けながら「社区」を管轄し活動している⁶。

「社区」すなわち、コミュニティは、「いくつかの社会集団(家庭、民族)または組織(機関や団体)が一つの地域に集まり、形成された関連のある大集団⁷」のことを指す(費孝通 1984:213)。1991年、国家民政部によりコミュニティづくりが提唱され、モデル都市での実験を経て2000年12月に全国範囲に広がった。また、2000年に中国政府(民政部)に定義された「小政府・大社会」の方針を実現するため「社区」を「一定地域の範囲内に住む人々によって構成される社会生活の共同体⁸」と定義していることから、コミュニティづくりは新たな中国の都市社会構造を生み出していることがわかる(朱安新・宋金文・田中重好 2003)。したがって、コミュニティにおける応急言語サービス能力の構築は緊急事態に対応する中国の社会には欠けてはいけない重要なポイントであると思われる。

「社区」は日本の「町内会」や「団地」、また欧米の「コミュニティ」と類似している性質を持ちながら根本的な違いも見られる。その根本的な違いは「社区」は政府の介入により作られた地域社会の枠組みである。一方、「町内会」や「団地」、または欧米の「コミュニティ」は民衆の参加と自治を重視する団体である⁹。したがって、中国のコミュニティにおける応急言語サービスの育成プランは政府の主導を念頭に入れなければならないことを示唆する。

3 応急言語サービス能力の範囲

緊急事態における応急言語サービスとは「重大な自然災害や公共事件の予防と監督に関しては、迅速に復旧作業を行い、救援のための言語製品、言語技術を提供し、または言語救援活動に参加する(外国語、少数民族の言葉、方言、手話などの翻訳・通訳を含む)¹⁰」ことをいう(王立非・任杰・孙疆卫・蒙永业 2020:22)。主に「意思疎通、メンタルヘルスケア、応急時の言論モニタリング¹¹」の3大機能が含まれる(李宇明 2022)。本研究では、この3つの機能を実現するために、コミュニティにおける応急サービスを担う管理職員と一般職員には言語コミュニケーション能力、マルチモーダルコミュニケーションという非言語コミュニケーション能力と批判的思考力が必要と考える。

本研究では、言語コミュニケーション能力は主に国の公用語とやさしい外国語の疎通能力を指し、一般的な言語能力と専門的な言語能力は下位分類とされる。一般的な言語能力とは、日常的なコミュニケーション能力をいい、専門的な言語能力とは、医療、地震、防疫などの言語能力をいう。マルチモーダルコミュニケーション能力とは、写真、音声、動画などをはじめ、身振りや表情を含む身体表現を通じて、意思疎通を図る能力を指す(王宇波・潘丹婷 2022)。批判的思考力は認知と感情の二次元の内容が含まれ、認知は分析、推理、評価の三つの技能が必要とされ、感情は好奇心、相手の意見を容認、尊重する気持ち、自信、真理を求める姿勢、毅然とした態度を意味する(文秋芳 2009)。

4 応急言語サービス能力を構築する現状と問題点

中国においては、応急言語サービス能力の構築に関する研究がされ始めたのはごく近年のことである(包聯群 2020)。主な研究は以下のようなものが挙げられる。①応急言語サービス能力構築に関連する問題点と解決策について。先行研究では、中国の応急言語サービスの体系化の不備、方言

に関する資源の欠乏、人材不足などの問題点を指摘していた(方寅 2019; 屈哨兵 2020; 李宇明・饶高琦 2020)。その解決策としては、政策の策定(屈哨兵 2020; 王辉 2020b; 仲文明・李芸昕 2021)、学科建设(屈哨兵 2020; 仲文明・李芸昕 2021)、人材の育成と評価(腾延江 2021; 倪福诚・韩亚文 2021)などの研究があげられる。②応急言語サービス能力を構築する目標について。李宇明・饶高琦(2020)は、応急言語サービス能力の定義を明確にし、「目標体系と能力の分析モデル」を提示した。③応急言語サービスに含まれる言語の種類について。応急言語能力は言語の種類から「応急外国語能力、方言能力、少数民族の言語能力、手話能力」に分類することができ、異なる業界からは「応急医療用語、航空、海事用語、ネットワーク用語」などに分類することができる(王辉 2020b:8-9)。

以上述べたように、中国における応急言語サービスに関する研究内容は多岐にわたり、マクロと中観レベルでの研究においては多くの成果があげられてきた。しかし、緊急事態が発生した際、初動対応にあたるコミュニティの応急言語サービス能力の構築に関するミクロレベルの研究はほぼ空白状態であることがわかる。

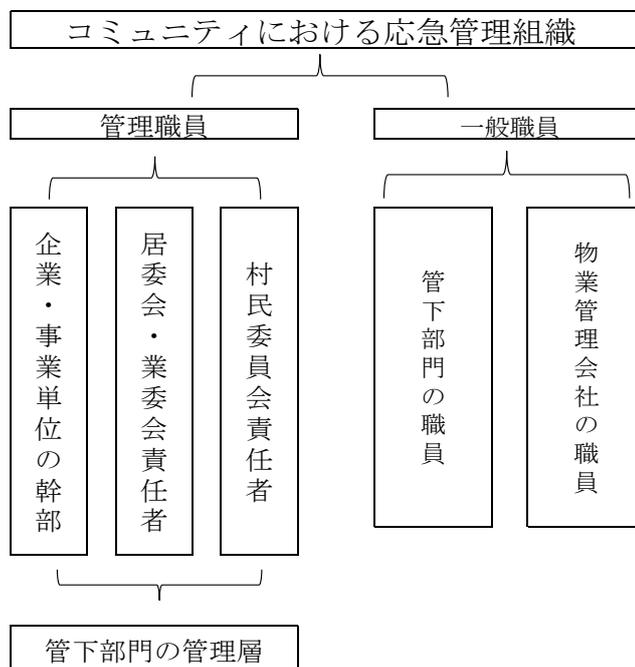
张丹阳(2022)も指摘するように「コミュニティにおける職員の応急言語サービス能力の向上が求められる¹²⁾」。本研究は、中国のコミュニティにおける職員を管理職員と一般職員にわけ、両者が必要とされる応急言語サービス能力を分析し、緊急事態が発生した際の初動対応者であるコミュニティの応急言語サービス能力を構築することが目的である。

5 コミュニティにおける必要な応急言語サービス能力に関する分析

第2章で述べたように、コミュニティは居民委員会に管轄され、都市住民の管理や社会保障を行い、中国の都市社会構造を象徴するものである。したがって、コミュニティにおける応急言語サービス能力の構築は中国の防災や減災に大きくつながることがわかる。

中国のコミュニティは形態³⁾を問わず、緊急事態が発生した際、通常政府と居民委員会、物業管理会社が連携を組み、困難に臨む(李真真 2021)。コミュニティにおいては、上級管理職(以下は管理職員という)は主に企業、事業単位¹⁴⁾の幹部、居委会または業委会¹⁵⁾(不動産所有者委員)、村民委員会の責任者を指し、一般職員は主にその管下の各部門と管理会社の職員を指す(図1)。中国のコミュニティに勤務する管理職員と一般職員の出身が複雑であり、学歴もまちまちであるため、個人の言語能力には大きな差異が存在している。したがって、中国のコミュニティにおける応急言語サービス能力について、特に以下の点において不十分だと考える。①コミュニティの管理職員と一般職員の公用語の言語能力、多言語能力、批判的思考力の欠如。②コミュニティという末端基礎行政機関における管理職員と一般職員の職務に応じる応急言語サービス能力の構築の欠如。

本研究は図1に基づき、管理職員と一



【図1】 コミュニティにおける応急管理組織の構成図

般職員が必要とされる言語コミュニケーション能力、マルチモーダルコミュニケーション能力、批判的思考力の具体的な要求を分析し、コミュニティにおける両者の応急言語サービス能力の構築方法を提案する。

5. 1 緊急事態におけるコミュニティ管理職員の応急言語サービス能力について

コミュニティにおける管理職員は緊急事態管理の意思決定者であり、必要とされる言語コミュニケーション能力、マルチモーダルコミュニケーション能力、批判的思考力を以下のように分析する。

第一に、国の政策を十分に理解でき、政府機関から通達された応急管理政策を読解する公用語能力と公文書の作成能力が必要とされる。例えば、“決定(決定)”、“通报(通達)”、“批复(回答)”、“意见(意見)”、“函(手紙)”、“纪要(纪要)”、“讲话稿(スピーチの原稿)”などである。また、緊急事態に直面した際、公文書の内容を下級関係部門、専門部局に伝達し、一般職員からコミュニティ住民が置かれている状況などに関する情報を聞きだす能力も必要とされる。公文書への理解力や作成力、また良好な口頭コミュニケーション能力は、情報伝達を順調に行うことが期待できる。

第二に、表情、ジェスチャーなどのボディランゲージ及び他のマルチモーダルコミュニケーション能力が必要とされる。情報技術の向上に伴い、マルチモーダルコミュニケーション能力が非常に重要な役割を果たしている。例えば、緊急事態において、管理職員は公式(政府関係、コミュニティの他の職員からの報告などを含む)または非公式(wechatのモーメンツ、TikTokなど)の方法を通じてビデオ会議に参加することやwechat(微信)のモーメンツなどを利用し、つぶやきやショートビデオを投稿することなどが考えられる。王宇波、潘丹婷(2022)が指摘するように、公共プラットフォーム上にあげられた写真や動画などは話し手の感情が伝達され、受け手との感情の共有が可能となる。したがって、マルチモーダルコミュニケーションを使う非言語コミュニケーション能力は管理職員にとって大事な能力であると考えられる。

第三に、防災・減災に関する政策の策定と取得した情報への批判的思考力が要求とされる。批判的思考力は主に「分析、推理と評価」の能力を指し(文秋芳 2009:42)、緊急管理状態において、上司、部下、社会、コミュニティなどから大量の情報が流れこんできた際、管理職員は政府関連の政策と規定および居住しているコミュニティの具体的な状況を踏まえ、効率的に各種の情報を分析し、推理と評価をする必要がある。さらに、緊急事態を適切に対処することは応急管理に大きな影響を与えると考えられるため、管理職員の批判的思考力の育成は重要視すべき能力の一つであると考えられる。

5. 2 緊急事態におけるコミュニティ一般職員の応急言語サービス能力について

緊急事態におけるコミュニティの一般職員は応急措置の実施者であり、必要とされる言語コミュニケーション能力、マルチモーダルコミュニケーション能力、批判的思考力を以下のように分析する。

第一に、上意下達と下意上達の情報伝達能力及び簡単な公文書を作成する言語コミュニケーション能力が必要とされる。一般職員は管理職員と比べ、より多くの機会に住民と直接に触れ、より早く災害被災者が直面している困難を把握することができる。管理層の迅速な意思決定を実現するために、これらの情報伝達は決め手の一つとなる。さらに、一般職員は管理層からの意思決定をコミュニティ住民に伝え、具体的に応急サービスを実施する役割も担っている。具体的には、掲示、コ

コミュニティ内の保安警備業務、支援物資配送への協力、緊急援助を要する被災者(例えば急患者)に対して応急サービスを提供するなど。そのため、コミュニティ住民に対応できるさまざまな言語コミュニケーション能力が必要とされる。したがって、応急管理において一般職員は、①公用語の一般用語と緊急事態に対応できる専門用語を使用し、簡単なお知らせや公告などの公文書を作成する能力を備えなければならない。②公用語、またはやさしい中国語、外国語などを使用し、外国人を含むコミュニティ住民と日常的なコミュニケーションを図り、住民が直面している生活上の問題や困難を解決するための支援を行わなければならない。③コミュニティ住民の恐怖心やマイナスの感情をなくすために専門用語を適切に使用し、被災者と会話することでメンタルヘルスカアを行う必要がある。

第二に、被災住民への危機予告、または介入し、メンタルヘルスカアを行う際には、適切な表情、ジェスチャーなどのボディランゲージや他のマルチモーダルコミュニケーションという非言語コミュニケーション能力が必要とされる。これによって、災害被災者がネガティブな心理状態からポジティブな心理状態への転換を促進することができる。

第三に、民衆の意見や気持ちを観察し、分析するための批判的思考力が必要とされる。緊急事態が発生した際、一般職員は地域社会の住民に共感する能力を必要とし、好奇心、相手の意見の容認、尊重する気持ち、自信、真理を求める姿勢、毅然とした態度は、コミュニティの住民が抱えている感情や心理問題を理解しやすくするための手助けとなる。また、緊急時において、情報共有やコミュニケーションの滞りにより民情の不安を招く可能性がある。初動対応者の一員として、wechatなどの公共プラットフォームで触れた住民の意見や気持ちを整理し、管理層に共有することが大事である。さらに、民衆の願望などを観察し、言語やマルチモーダルコミュニケーションという非言語表現を用い、迅速な対応や誘導を行う必要がある。これらの仕事に適切に対応するには、基本的な分析力、推理と批判的思考力が必要とされる。

以上述べたように、管理職員と一般職員は緊急時における応急言語サービスの三大機能を果たすため、いずれも言語コミュニケーション能力、マルチモーダルコミュニケーション能力と批判的思考力が必要とされるものの、それぞれの要求が異なることがわかる(表1)。

表1 コミュニティにおける管理職員・一般職員の応急言語サービス能力

	管理職員	一般職員
言語コミュニケーション力	①重要な公文書を読解する公用語能力。 ②重要公文書を作成する能力。 ③部下とのコミュニケーション能力。	①上意下達と下意上達の能力。 ②一般公文書を作成する能力。 ③公用語、多言語能力(やさしい外国語を含む)。 ④メンタルヘルスカア能力
マルチモーダルコミュニケーション能力	公式または非公式(wechat、TikTokなど)な手段を通じ、ボディランゲージで情報発信をする能力。	メンタルヘルスカアを行う際のボディランゲージや、写真、音声、動画などを利用する能力。
批判的思考力	政策策定と情報の分析、推理、評価の能力。	住民の意見や気持ちを分析し、対応・誘導する能力。

6 コミュニティにおける応急言語サービス能力の構築方法について

以上の分析を通じて、コミュニティにおける管理職員と一般職員の必要とされる応急言語サービス能力が明らかになった。防災と減災を順調に進めるために、本研究はコミュニティにおける管理職員と一般職員の必要とされる応急言語サービス能力に応じて構築方法を提案していきたい。

第一に、応急言語サービス能力に関する適切なカリキュラムを開発する。緊急事態における管理職員と一般職員が担当する応急言語サービスの内容に応じて、実践的な訓練を含むカリキュラムを開発する必要がある。具体的には、管理職員と一般職員を育成するためのそれぞれの教育目標、教科内容、教材の選択、学習方法と評価方法などについて計画・立案する。

第二に、応急言語サービス能力に関する適切なカリキュラムをデザインする。応急言語サービス能力の育成内容は教養教育と専門教育に分け、管理職員と一般職員がそれぞれ必要とされる言語コミュニケーション能力、マルチモーダルコミュニケーション能力と批判的思考力を包括するカリキュラムをデザインする。例えば、緊急事態に対応できる公文書の作成、マルチモーダルコミュニケーションによって取得した情報の識別と分析、専門用語を含むメンタルヘルスクエア対策、批判的思考力ドリル、やさしい外国語、やさしい中国語などの学習内容を設ける。

第三に、応急言語サービス能力に関する適切な教材を開発する。例えば、コミュニティにおける管理職員と一般職員の必要とされる応急言語サービス能力に応じて、『応急公文書の書き方』、『緊急時のやさしい言語手帳』（やさしい中国語、やさしい外国語などの内容を含む）、『応急言語サービスにおけるマルチモーダルコミュニケーション表現』、『緊急時におけるメンタルヘルスクエアに関する基本的な言葉』、『応急言語サービス演習』などの教材を開発する。

第四に、応急言語サービス能力に関する実戦訓練。応急言語サービスの訓練基地を設置し、コミュニティにおける管理職員と一般職員の勤務時間、属性、応急言語サービスの実際の状況と特殊な要求に応じ、柔軟かつ効率的な訓練モデルを開発する。さらに、定期的に学校と連携し、短期の実地訓練を行い、コミュニティにおける応急職員の応急言語サービス能力を向上させる。

以上のように、基礎・理論と応用・実践をバランスよく結合することで、コミュニティにおける応急職員を育成し、応急サービスをよりスピーディーかつ効率的に提供することが期待できる。

7 おわりに

政府の誘導を通して、大学、研究所などの教育研究機関が地域社会と協力しあい、コミュニティにおける応急言語サービス能力を育成する理論と実践に関する研究を積極的に取り組み、即戦力である人材の育成方法をデザインする。これは、応急言語サービスを担う職員の能力不足を軽減する重要な方法の一つであり、各種の緊急事態に直面した際に、災害を最小限にとどめることに大きくつながる。

<注>

- 1 国家応急言語奉仕団は、29機関の大学、企業などが共同で設立した公益連盟組織であり、公用語、少数民族の言語、方言、手話、外国語などのサービスを提供する。
- 2 原語：国家应急语言服务团建设为抓手系统推进应急语言服务体系构建意义重大。
- 3 原語：已成为我国国家语言文字事业发展的重要任务。
- 4 「街道」とは、区クラスの政府が、所管の地区を管理しやすいように分けたいくつかの区域をいう。
(<http://www.peoplechina.com.cn/maindoc/html/teji/200210/200210-2.htm>) (最終閲覧2023年2月15日)。
- 5 「居民委員会」は日本の町内会にあたり、「1954年に党や政府の指導のもとに、都市のなかの一定の居住地区ごとに設けられた大衆の自治組織である」(星明 1988:137)。主に居住地区の住民の紛争を調停することや、治安の維持、公益事業を担う。さらに政府に住民の意見と要望を伝える、いわば、下意上達の役割も果たしている。
- 6 <https://www.jica.go.jp/project/china/015/news/20190531.html> (最終閲覧2023年2月15日)。
- 7 原語：若干社会群体(家庭、民族)或社会组织(机关、团体)聚集在一地域里,形成一个在生活上互相关联的大集体。

- 8 原語：社区是指聚居在一定地域范围内的人们所组成的社会生活共同体。(https://beihai.iguiz.cn/article/204) (最終閲覧 2023年2月15)。
- 9 http://www.peoplechina.com.cn/tejiyilan/2007-12/05/content_88839.htm(人民中国インターネット版) (最終閲覧 2023年2月15)。
- 10 原語：针对重大自然灾害或公共危机事件的预防监测、快速处置和恢复重建提供快速救援语言产品、语言技术或参与语言救援行动，包括中外语言、少数民族语言、方言、残障人手语的急救翻译等。
- 11 原語：一是语言监测……二是语言抚慰……三是应急语情监测。
- 12 原語：社区基层工作者的应急语言服务能力亟待提高。
- 13 中国のコミュニティの分け方は様々である。原珂(2019:74)はコミュニティを「伝統街坊式コミュニティ」、「単一単位式コミュニティ」、「多機能総合式コミュニティ」、「遷移式コミュニティと現代マンション式コミュニティ」と分類する。
- 14 単位とは、都市住民に就業の場を提供する組織である。営利行為の有無によって、二種類に分けられ、営利行為を伴わない政府機関などの行政単位や学校など公的サービスを提供する事業単位と、営利行為を伴う企業単位である(柴彦威 1991)。
- 15 原語：物业委员会。

<参考文献>

【中国語の参考文献】

- 方寅 2019. <论突发事件语言应急能力提升>，《河南师范大学学报》第3期，106-108页。
- 费孝通 1984. 《社会学概论》，天津：天津人民出版社。
- 李宇明、饶高琦 2020. <应急语言能力建设刍论>，《天津外国语大学学报》第3期，2-13页。
- 李宇明 2021a. <城市语言规划问题>，《同济大学学报》第1期，104-112页。
- 李宇明 2021b. <语言应急说>，《语言政策与规划研究》第十四辑，1-2页。
- 李宇明 2022. <加强我国应急语言服务>，《中国社会科学报》第008版，8-10页。
- 李真真 2021. <社区公共安全应急管理研究>，《农村经济与科技》，250-252页。
- 梁万富 2000. <建立新的社区建设工作模式初步思考>，《中国民政》，250-252页。
- 倪福诚、韩亚文 2021. <从新冠疫情防控看中国应急语言能力建设>，《中国语言战略》第1期，81-88页。
- 屈哨兵 2020. <语言应急和应急语言>，《华南农业大学学报》06期，19页。
- 滕延江 2021. <应急语言服务者胜任力与应急语言人才评价>，《天津外国语大学学报》第4期，20-31页。
- 王辉 2020b. <发挥社会应急语言能力在突发公共事件中的作用>，《语言战略研究》(2)，8-10页。
- 王立非、任杰、孙疆卫、蒙永业 2020. <应急语言服务的概念、研究现状与机制体制建设>，《北京第二外国语学院学报》第1期，21-30页。
- 王宇波、潘丹婷 2022. <直播带货中的多模态语言互动>，《语言战略研究》第3期，34-46页。
- 文秋芳 2009. <构建我国外语类大学生思辨能力量具的理论框架>，《外语界》第1期，37-43页。
- 原珂 2019. <中国特大城市社区类型及其特征探究>，《学习论坛》第2期，71-76页。
- 张丹阳 2022. <国内应急语言抚慰服务实践调查>，《今古文创》第30期，126-128页。
- 张天伟 2020. <国外应急语言研究的主要路径和方法>，《语言战略研究》第5期，67-78页。
- 中华人民共和国应急管理部 2021. <加强突发公共事件应急语言能力建设>，《中国应急管理报》第002版，1-2页。
- 仲伟合、许勉君 2016. <国内语言服务研究的现状、问题和未来>，《上海翻译》第6期，1-6页。
- 仲文明、李芸昕 2021. <后疫情时代国家对外应急语言能力建设刍议>，《湘潭大学学报》第6期，174-179页。

【日本語の参考文献】

- 小田格 2021. 「中華人民共和国における新型コロナウイルス感染症対策の応急言語サービスについて」，《ことばと社会》23号，89-109頁。
- 柴彦威 1991. 「中国都市の内部地域構造—蘭州を例として」，《人文地理》43(6)：1-17。
- 朱安新・宋金文・田中重好 2003. 「中国におけるコミュニティづくりの展開—中国都市の構造転換—」，《日本都市社会学会年報》21，81-96頁。

産業文化研究 32
原著論文(2023年3月)

包聯群 2020. 「新型コロナウイルス感染症流行期における中国の言語対策」, 『社会言語学』 XX, 101-111 頁。

星明 1988. 「中国における大衆的自治組織・居民委員会の紛争調停活動についての覚書：上海市における活動を中心に」, 『社会学部論叢』, 136-148 頁。

[付記] 本研究は2022～2025年度科学研究費補助金(基盤研究C 課題番号22K00670)による研究成果の一部です。

文化多様性を受け入れた子育て支援について

青森県を対象とした調査からの考察

安田美央¹

1 はじめに

本稿では、青森県における外国につながる子どもや家庭²の、コミュニティへの参加についての現状や課題を考察する。そのために、子育て支援を実施する施設(団体)を対象として、参加状況や実施者の意識について調査を実施した。青森県の子育て支援実施施設(団体)は、外国につながる家庭についてどのように考え、支援や援助を実施しているのだろうか。そして、すべての家庭を取りこぼさないためには、今後どのような取り組みが求められていくのだろうか。これらの考察を通じて、文化多様性を受け入れた子育て支援の実現につなげていくことを目指し、青森県での方策について提案する。

2 青森県の実態とグローバル指標

本章では、青森県における外国につながる家庭の実態を人口統計データから読み解き、その上でSDGs指標が現実に沿ったものであるかを検討する。

青森県に暮らす外国人は2021年12月時点の居住者数は5693名であり、2011年の3987名と比べ、約42%増加した³。外国人居住者は47都道府県の中で登録者数としては44位であり、全青森県の人口の0.2%である⁴。市町村別に見ると、八戸市(1064人)、青森市(1017人)、弘前市(684人)、三沢市(564人)、十和田市(342人)、おいらせ町(240人)に多く居住している⁵。

表1は、青森県に居住する0~4歳の人口の推移をまとめたものである。2021年現在、青森県に居住する0~4歳は日本人も含め全部で約36000人で、2000年に調査された約68000人に比較すると約半減している。それに対して0~4歳の外国人は2000年の63名からほぼ横ばい状態ではあるものの、日本人を含む全0~4歳1万人あたりの居住数として算出すると、2000年の9.26人から2021年の14.44人へと55%増加している。このことから、独身・子なし世帯の割合が減少し、子育て世帯の割合が増えていることが示唆される。しかもこの統計は、国籍に拠っているため、日本国籍をもちながら様々な理由で外国人と似たような困難さを抱える子がデータから除外されている。このことから、配慮を要する家庭の数はこのデータを超えることは容易に推測できる。配慮を要する家庭とは、日本国籍をもちながら両親のいずれかが外国籍の子どもや、両親がともに日本人で本人も日本国籍をもつ帰国子女の子ども等、日本国籍をもちつつも外国につながる子をもつ家

¹ 八戸学院地域連携研究センター 講師

² 本稿では「外国につながる子ども」に、外国籍をもつ子どもだけでなく日本国籍をもつ子どもも含む。具体的には、両親のいずれかが外国籍の子ども、帰国子女の子どもなど、言語文化背景が日本以外にももつ子どもである。

³ 法務省/出入国在留管理庁「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表」及び総務省統計局「人口推計」在留外国人統計(旧登録外国人統計)を参照し筆者算出。本邦に在留する外国人について、国籍・地域別、在留資格別及び都道府県別等の在留外国人数及び総在留外国人数を集計したものである。

⁴ 脚注2に同じ。

⁵ 脚注2に同じ。

庭のことだ。価値観が多様化し、様々な結婚の形があったり海外で働く人々が増えたりしている昨今、外国籍をもたずとも複雑な背景をもちながら生活する家庭が増えてきているが、そういった家庭の実態を統計上明らかにすることは、現時点では難しいのである。

さて、SDG s の取組は、そのような現状の把握と解決に沿ったものなのだろうか。持続可能な社会の実現に向けての進捗状況は、「グローバル指標(以下、SDG s 指標)」により各国で把握が進められている。それは、国連統計委員会の下に設けられた「SDG s 指標に関する機関間専門家グループ(IAEG)」が作成したもので、フォローアップ・レビューの実施に向けた枠組みである。SDG s 進捗状況をしっかり把握するためのチェックリストであり、232 の指標が国連で合意された。

その中で、青森県での子育て家庭の多文化共生の課題に関連する指標は、フォローアップ目標10「各国内及び各国間の不平等を是正する」を細分化した目標のうちの一つ、10.7「計画に基づき管理された移住政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する」で、この目標に対応する指標のうちの一つが、「秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性促進する移住政策をもつ国の数」である。その指標に対し外務省は、「国民でない者に対しても、行政のサービスへの平等なアクセス、福祉及び権利を提供しているか」を概ね90%達成しているとしている。ここで注目すべきなのは「各国内の不平等を是正する」対象の人々のうちの1グループを、「国民でない者」としている点である。先ほど示した人口統計と同じく、日本国籍をもちながら言語上の困難さを抱える家庭等については配慮されていない。果たしてこの指標で「誰一人取り残さない」社会の実現、すなわち多文化共生社会の実現の進捗状況を把握できるのだろうか。

ところで、子どもの教育については、目標4「すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」との関連もある。下位目標4.7で「すべての学習者が

表1 青森県に居住する0～4歳の人口推移

年	日本人を含む総数 (国勢調査年以外は概数)	外国人登録者 (在留外国人)	1万人あたりの 外国人の数
2000	68000	63	9.26
2001	65000	65	10
2002	64000	61	9.53
2003	63000	63	10
2004	61000	77	12.62
2005	58032	67	11.55
2006	56000	79	14.11
2007	54000	54	10
2008	52000	51	9.81
2009	51000	49	9.61
2010	49000	41	8.37
2011	48000	34	7.08
2012	47000	40	8.51
2013	46000	47	10.22
2014	46000	58	12.61
2015	43000	62	14.42
2016	43000	62	14.42
2017	42000	69	16.43
2018	41000	78	19.02
2019	40000	71	17.75
2020	38000	69	18.16
2021	36000	52	14.44

法務省/出入国在留管理庁「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表」及び総務省統計局「人口推計」を基に筆者作成

持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」と掲げられ、その実現のための教育のうちの一つとして、「文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育」が挙げられているのである。しかしながら、その指標で挙げられている「地球市民教育」や「教師の教育」について、乳幼児本人への言及や、保育や幼児教育に従事する者や保護者を対象とした生涯教育についての特筆は見当たらず(外務省 2015)、義務教育段階以降を対象としているように見て取れる。現行の SDGs では、幼児期の教育や、家庭教育については指標として定めていないのである。

外国人の家庭に対する配慮は今後ますます求められていくに違いない。それに伴い、外国籍をもたない「外国の」家庭への配慮も欠かせなくなる。しかしながらこれまで見てきたように、人口統計や SDGs 指標では、外国人と似たような困難を抱えつつも配慮されていない人々が取り残されている。この大きな枠組みでは捉えきれない課題を把握するために今後は、よりローカルな視点で、多様な背景をもつ子どもや家庭の実態を把握したり、支援を検討する姿勢が求められよう。それと同時に、保育や幼児教育に従事する者の研修や保護者を対象とした生涯教育について、「文化多様性を受け入れる」観点で充実を探る必要性にも迫られる。様々な文化が流入する社会の中で、子どもを取り巻く大人たちは「持続可能な開発への貢献」についてどのように理解していくべきなのか。これは本稿の域を超えた大きな問いなのだが、その一端を担うべく、今回は子育て支援を実施する施設(団体)に焦点をあてて、現状の理解を図り、従事する人々の課題意識から今後の方策について考察し、提案したい。

3 アンケート調査の結果

3.1 調査内容と方法

(1) 調査対象

「青森県子ども家庭支援センター」ホームページで公表されている「子育て支援リスト」に掲載の施設(団体)の全てに調査を依頼し、施設(団体)の代表者1名に回答を求めた。Eメールのアドレスを公表している団体へはEメールで依頼し、それ以外へは郵送で依頼した。依頼した施設(団体)の数は、地域子育て支援拠点実施施設 98、子育て支援実施保育所(園) 165、子育て支援関連団体・子育てサークル 104 で、合計 367 である。

(2) 調査方法

本調査は、Google フォームを使用し、ウェブ上で無記名で回答を得た。希望者には回答用紙を送付し、手書きでの回答も可能とした。調査期間は2022年8月1日～9月12日とした。

(3) 質問項目

質問項目は、大きくは「Ⅰ基礎情報」(表 2-1)と「Ⅱ子育て支援実施状況について/参加者の実態について」の2つであり、さらにⅡは(1)実施の実態についての質問(表 2-2)、(2)外国につながる人々への意識についての質問(表 2-3)、(3)未就園児(0～2歳)を対象とした子育て支援の場で、外国につながる親子へ必要な支援について質問(表 2-4)を設定し、最後に自由記述(表 2-5)を設けた。

3. 2 調査結果

(1) 基礎情報

地域子育て支援拠点実施施設 18, 子育て支援実施保育所(園) 35, 子育て支援関連団体・子育てサークル 27 で, 合計 80 の施設(団体)から有効な回答を得た。施設(団体)の設置場所は, 八戸市 30, 青森市 13, 弘前市 10, 上北郡 8, 三戸郡 3, その他 16 だった。

(2) 子育て支援実施状況について/参加者の実態についての回答概要

表 3-1 に示すとおり, 活動 1 回あたりの参加人数はコロナ禍前と最近とでは変化し, 少人数制の活動を実施していることが窺えた。月に 1 回頻度で開催している施設(団体)が多い(表 3-2)。活動の選択としては, 表 3-3 に示すとおり(複数回答可)で, 絵本の読み聞かせ, 工作遊びや造形あそび, 親同士の会話や情報交換, 季節にちなんだ遊びを選択する施設(団体)が多い。参加状況について(表 3-4)は, 外国につながる親子や母国語が日本語ではない子や親の参加はこれまでに「ない」と半数以上の施設(団体)が回答した。

外国につながる家庭に対する意識についての結果は表 4 に示す。「地域に, 外国につながる人々(子ども)がいる」で「そう思う」「少し思う」を選択した回答が半数以上を占めることから, 外国につながる人々の存在が身近になってきているのは明白である。それにも関わらず, 未就園児を対象とした子育て支援の場に参加しているかという質問に対しては, 「あまり思わない」「全く思わない」を選択した回答が約 6 割を占めた。

アンケート調査の項目

表 2-1 I 基礎情報

問1.	子育て支援実施施設(団体)の種別
問2.	子育て支援実施施設(団体)の設置場所

表 2-2 II (1) 実施の実態について

問1.	コロナ禍前、未就園児(0~2歳)を対象とした子育て支援活動の実施の際、1回あたりの参加者数はおおよそ何組でしたか。
問2.	最近、未就園児(0~2歳)を対象とした子育て支援活動の実施の際、1回あたりの参加者数はおおよそ何組ですか。
問3.	どれくらいの頻度で、未就園児(0~2歳)の親子を対象とした子育て支援活動を行っていますか。
問4.	未就園児(0~2歳)を対象とした子育て支援活動の際、どのような活動を実施していますか?(複数回答可)
問5.	未就園児(0~2歳)を対象とした子育て支援の場に、外国につながる親子が参加したことはありますか?
問6.	未就園児(0~2歳)を対象とした子育て支援の場に、母国語が日本語ではない子や親(養育者)が参加したことはありますか?

表 2-3 II (2) 外国につながる人々への意識について

問7.	地域に、外国につながる人々がいる。
問8.	地域に、外国につながる子どもがいる。
問9.	未就園児(0~2歳)を対象とした子育て支援の場に、外国につながる親子も参加している。
問10.	地域に外国につながる人々がいる割に、未就園児(0~2歳)を対象とした子育て支援の場に外国につながる親子の参加がない(少ない)。
問11.	自分たちは、母語が日本語ではない親子を受け入れる用意がいつでもできています。
問12.	自分たちは、母語が日本語ではない親子も参加しやすい遊びを万全に用意している。
問13.	日本語で意思疎通できない親子が参加した場合、どうしていいかわからない。

表 2-4 II (3) 未就園児(0~2歳)を対象とした子育て支援の場で、外国につながる親子へ必要な支援について

問14.	言語面でのサポート(日本語で意思疎通するための通訳など)
問15.	親(養育者)に対する母語でのサポート
問16.	親(養育者)が日本語を学ぶ活動
問17.	子に対する母語でのサポート
問18.	子が日本語を学ぶ活動
問19.	子が母語を学ぶ活動
問20.	地域の子育てに関する情報の提供
問21.	親(養育者)同士の関係づくり
問22.	子ども同士が交流し合う遊び
問23.	親と子がふれあう遊び
問24.	言語が通じなくても参加しやすい遊び
問25.	日本の文化を感じられる遊び
問26.	母国の文化を感じられる遊び
問27.	身体を動かす遊び
問28.	感覚を養う遊び

表 2-5 II (4) 自由記述

問29.	未就園児を対象とした子育て支援の場で、外国につながる親子へ必要な支援についてのお考えをお聞かせください。
------	--

表 3-1
 問 1, 2. 活動 1 回あたりの参加人数

	コロナ禍前	最近
0～5組	26	45
6～10組	19	16
11～15組	15	9
16～20組	7	0
20組以上	8	0
該当なし	4	9

表 3-2
 問 3. 活動の頻度

週に4回以上	7
週に2～3回	9
週に1回	6
月に2～3回	18
月に1回	26
2～3ヶ月に1回	12

表 3-3
 問 4. どのような活動をしているか

工作遊びや造形あそび	57
音楽遊び（わらべうたや楽器遊び）	47
ふれあい遊びやベビーマッサージ	37
絵本の読み聞かせや紙芝居	60
外遊び・水遊び	44
季節の行事にちなんだ遊び	53
子育てに関する講座	31
親同士の会話や情報交換	56
その他	10

表 3-4
 これまでに対象家庭の参加があったか

	ある	ない
外国につながる	36	43
親子の参加	26	54
母国語が日本語 ではない子や親		

表 4 外国につながる人々についての意識について

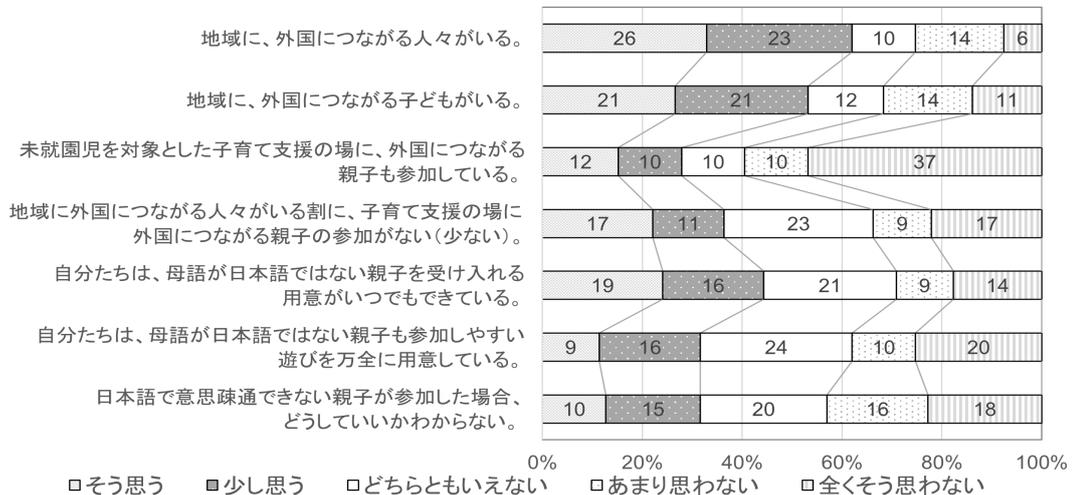


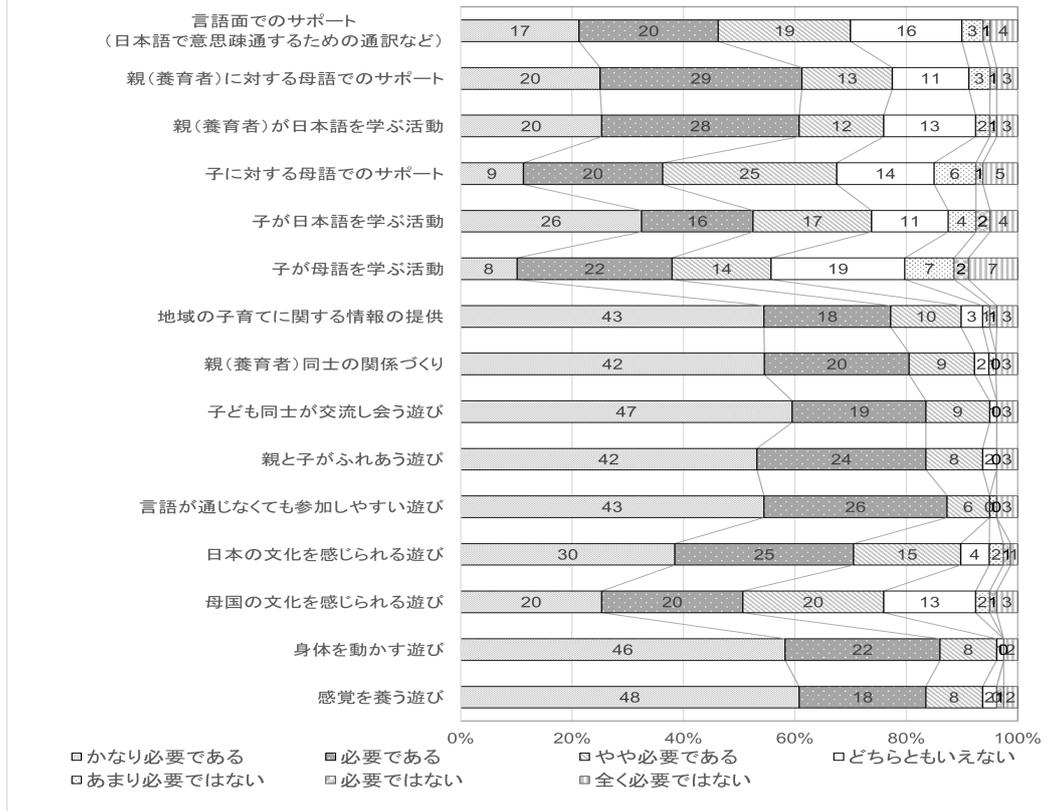
表 5 は、外国につながる子どもに必要な支援についての意識をまとめた結果である。「地域の子育てに関する情報の提供」「親同士の関係づくり」や、各種の遊び等、日本人の家庭にも必要な支援は、外国につながる家庭にも等しく必要であるという意識が読み取れる。ただし、「子に対する母語でのサポート」「子が母語を学ぶ活動」とだけは、「かなり必要である」「必要である」を選択した回答は他の質問に比べて少ないことがわかる。

4 現状の分析と今後の取り組みへの提案

4-1 外国につながる家庭に対する支援について

第 3 章の結果(表 3-4 及び表 4)から、外国につながる家庭が子育て支援の場にあまり足を運ん

表5 II (3) 未就園児(0~2歳)を対象とした子育て支援の場で、外国につながる親子へ必要な支援について



でないか、あるいは運んでいたとしても特定の施設(団体)に集中していることが推測されたが、子育て支援に従事する施設(団体)は、必要な配慮や支援について具体的にはどのように考えているのだろうか。そのことに関する自由記述での言及は比較的多く、17件に上った。「母国を離れている家庭がストレスや不安を抱えている」と予想している回答が5回答、「ベース内の親子は日本らしい体験を望んでいる」、「宗教的な配慮が必要な食について」等、特定の層を想定して支援を提案する回答が3回答あった。その一方で、「日本の子と同じように接している」や「通常通りの対応でよい」、「意識せず一般的な援助と配慮を」等、特別な配慮や援助は必要ないという声も多く、9回答あった。そのうち2回答は、0~2歳について言及され、いずれも言葉の配慮が必要ない、と回答された。また、保護者との意思疎通については「アプリで翻訳できる」「通訳と一緒に来てほしい」「多言語が話せる保護者の協力」等、8件の記述があった。日本語での会話が困難な保護者との意思疎通についての課題意識から、保護者のニーズを把握したいという心情が推測できる。

さて政府は子育て家庭のニーズを踏まえて「すこやか親子21(第2次)」等を掲げたり、2018年に施行された保育所保育指針で子育て支援の重要性が強調されたりする等、子育て支援の充実に取り組んでいる。しかも、「地域における多文化共生推進プラン」(総務省:2020)では、外国につながる家庭に対する幼児教育や子育て支援の充実にしても明記された。

しかし、今回の調査の自由記述では、行政に期待する声も目立った。「情報の発信が必要」や「初動のサポートが必要」等、外国につながる家庭に対する情報発信に関して6回答、「行政からの情報があれば助かる」「関係機関や地域の情報提供は必要」と、地域の実情を把握する方策を

もちたいという記述が4回答あった。これらのからは、支援の検討のためには地域の実情を把握が重要だという意識が読み取れる。

このように、全国規模の政策に比べると青森県の実情は未だ発展途上であるといえよう。石(2014:25)は、私たちの周りには外国人が身近に存在しているにも関わらず、外国人が生活の中で何を必要としているのかについて社会的認知度が低いことを問題視した上で、外国につながる子どもの保護者が抱える問題を3点挙げている。1点目は医療問題、2点目は労働問題、3点目は子育ての問題である。このような福祉ニーズは日本人と似通った部分も多いが、その把握については日本人の家庭以上に困難を抱える可能性が高いのではないかと。

そこで提案したいのは、国際交流協会から情報提供を得た上で行政や保健相談機関とともに支援の方策を地域ごとに検討する等、外国につながる家庭のニーズの把握の充実だ。それは、多方面の機関が連携して、個人情報保護に留意しながら情報交換をできる仕組みを整備することでもある。地域で包括的にそういった人々とのネットワークを構築すれば、情報の発信にも役立つ。それによって今は支援を受けていない家庭にもアクセスできる他、支援や援助を情報を得ることで事前に検討することは子育て支援の充実を図ることにもつながるに違いない。

4-2 子育て支援従事者に対する研修や、家庭教育の充実化について

第3章の結果(表3-4)から、外国につながる家庭への対応が未経験の従事者が多いことが示唆された。外国につながる子どもの援助や支援について、保育者が十分に学んだり準備したりする機会がないまま保育をする場合が多いので、試行錯誤しながら保育を展開する現状が問題視されている(佐藤ら:2014:31)ことを踏まえ、青森県の子育て支援施設(団体)の実態を意識調査から読み解きたい。

外国につながる家庭の受け入れについて、自信をもっているかどうかについては、表4に示すように「自分たちは、母語が日本語ではない親子を受け入れる用意がいつでもできている」「自分たちは、母語が日本語ではない親子も参加しやすい遊びを万全に用意している」「日本語で意思疎通できない親子が参加した場合、どうして

いいかわからない」の3つの質問で回答を得た。その意識を階層別に数値化し表6に示す。数値が小さいほど、必要と感じている傾向が強い。「比較的自信をもっている層」(問11, 12で「そう思う」か「少し思う」を選択し、問13で「あまり思わな

表6 階層別・外国につながる家庭に必要な支援についての意識

	言語面でのサポート(通訳など)	対する母語(養育者)へのサポート	日本語を学ぶ活動が	母語でのサポート	子が日本語を学ぶ活動	子が母語を学ぶ活動	開する地域の情報を提供	親(養育者)関係づくり	交流し合う遊土遊び	ふれあう遊土遊び	なやみ遊土遊び	感じられる遊土遊び	感じられる遊土遊び	身体を動かす遊土遊び	感覚を養う遊土遊び
比較的自信をもっている層(17)	3.6	3.3	2.9	3.5	3.4	4.0	1.9	1.5	1.3	1.5	1.8	2.2	2.4	1.5	1.5
中間層A(8) (受け入れにも遊びにも自信があるが、 どうしていいかわからない)	2.2	2.2	2.2	2.5	2.2	2.3	1.7	1.8	1.7	1.7	1.5	1.5	1.8	1.8	1.8
中間層B(12) (受け入れに自信があるが 遊びには自信がない)	2.5	2.1	2.5	3.2	2.8	3.3	2.3	2.5	2.3	2.3	1.8	2.1	3.3	1.8	1.8
中間層C(2) (受け入れに自信があるが、 遊びには自信がある)	2.5	2.5	2.0	2.5	2.5	4.5	1.5	2.0	1.5	1.5	1.0	2.0	3.0	1.5	1.5
中間層D(10) (受け入れにも遊びにも自信がないが、 戸惑いはない)	2.5	2.3	2.4	2.8	2.2	3.0	2.0	1.9	1.8	1.7	1.3	2.0	2.1	1.3	1.3
中間層E(22) (比較的受け入れにも遊びにも自信がなく、 若干の戸惑いもある)	3.0	2.6	2.6	3.1	2.5	3.0	2.0	1.8	1.7	1.8	1.7	2.0	2.6	1.7	1.7
自信をもたない層(10)	2.1	2.0	2.1	3.0	2.2	3.9	1.9	1.8	2.1	2.1	2.0	2.5	3.3	2.0	2.0

い」か「全くそう思わない」を選択した回答)と、「自信をもたない層」(問11,12で「あまり思わない」か「全くそう思わない」を選択し,問13で「そう思う」か「少し思う」を選択した回答)と、「中間層」(上記のどちらにも属さない回答)にわけ,さらに,中間層を細分化して5群に分けた。

「言語面でのサポート(日本語で意思疎通するための通訳など)」や「親(養育者)に対する母語でのサポート」,「子に対する母語でのサポート」等,言語に関する支援は,比較的自信をもたない層がより必要と感じ,次いで中間層,比較的自信をもっている層であった。一方,「子ども同士が交流し合う遊び」や「親と子がふれあう遊び」,「母国の文化を感じられる遊び」等,遊びに関する支援は,比較的自信をもっている層がより必要と感じ,次いで中間層,自信をもたない層の順であった。つまり「外国につながる子どもへの支援に比較的自信をもたない」回答者が,遊びより言葉に関わる支援を重要視し,逆に「比較的自信をもつ」回答者が遊びを重視している傾向が認められた。このことから,遊びを重視している施設(団体)の「子ども同士のかかわりにおいては言語が通じなくても遊びが展開できるため支援全体に自信をもつ」心情が窺え,言語の支援を重要視している施設(団体)は,言語面での支援に課題を感じているからこそ支援全体に自信をもちにくいとも読み取れよう。言語に関する質問について「どちらともいえない」と回答した施設(団体)が比較的多かったことから,遊び以上に言語面について課題を感じている傾向が明白となった。さらに中間層を分析していくと,その心情は多様であることが読み取れる。特に,「受け入れには自信がないが,遊びには自信がある」回答が12あったことに注目する。この回答をした施設(団体)の「遊びは用意しているものの,それ以外の支援において自信をもてていない」心情が窺える。

そこで,保育や幼児教育の従事者を初めとする子育て支援従事者の,多文化共生社会の実現に向けた研修の機会を充実させることを提案したい。特に,外国につながる子どもの言語の発達や,保護者との意思疎通の方法について知識を得て実践につなげることで,より多くの子育て支援施設(団体)が戸惑いを減らし,自信をもって課題解決に向かえることが期待できる。このような研修は,SDGsの唱える「文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育」にも通じてくるはずだ。

5 まとめ

これまで,現状の分析を踏まえて今後の方策について提案してきた。自分たちとは異なる文化をもつ外国につながる人々の存在が身近になってきていることは明白であり,そういった家庭にとって安心して子育てできる環境を整えていくことは,行政や保育施設,国際交流協会等の関係機関にとって尽きることのない課題であることが再認識された。

その一方で,課題だけでなく「保護者が異文化に触れる機会」や「交流は子ども達の感性を磨く」と肯定的に捉える記述も目を引いた。多様な国の文化を取り入れることは,子ども文化を豊かに育み,家庭教育における視野の広がりを助ける上で非常に重要な側面をもつ。そういった意味で本稿で論じてきた課題は,外国につながる子どものみならず青森県で暮らす子ども全ての自己形成や,保護者の啓発に深く関わっているに違いない。今回の調査が,僅かでも一助となれば幸いである。

〈付記〉

- ・意識調査にあたり, お忙しい中ご協力いただいた施設(団体)に, 深く感謝いたします。
- ・本研究は, 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学研究倫理委員会の審査を経て, 個人情報等に十分配慮することによって了承を得た。質問紙法によるアンケート調査にあたり, 調査は無記名とし, 調査への協力は自由意志によるものとし, 施設や団体が特定されないように配慮した。対象に回答を求める前に「青森県子ども家庭支援センター」の了承を得た。研究目的や方法等は事前に説明し, 本研究の目的以外には使用しない旨説明した。

〈引用文献〉

- 石曉玲(2014)「在日外国人の動向と福祉ニーズ」『多文化保育・教育論』, 咲間まり子(編), みらい, pp. 19-28
- 佐藤千瀬・林悠子・駒井美智子・小島祥美・菅原雅枝(2014)「外国につながる子どもの保育・教育と保護者への支援」『多文化保育・教育論』, 咲間まり子(編), みらい, pp. 30-77
- 外務省(2015)「JAPAN SDGs Action Platform>持続可能な開発のための2030アジェンダ」英語本文及び仮訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html> (2022年9月24日閲覧)
- 総務省(2020)「地域における多文化共生推進プラン」https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei05_02000138.html 1 (2022年9月24日閲覧)
- 総務省(2021)「持続可能な開発目標(SDGs)>指標仮訳」https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/kokusai/02toukatsu01_04000212.html (2022年9月24日閲覧)

持続可能な観光地域経営のための 地域内外の連携協働による事業成果と考察

井上 丹¹

1. はじめに

観光による地域活性化が望まれているが、観光振興による持続可能な地域経営を目指すには、まず観光による「交流人口」拡大から「関係人口」創出までを目的とした事業の構築を検討すべきである。また、持続的に観光振興事業を実施していくためには、観光事業関係者だけでなく地域住民や地域事業者が連携して事業を担っていく必要がある。

本稿は、持続可能な観光振興を目的としたイベント実施の企画運営方法の検討や、実際にイベントを定期的で開催して来場者のデータを取り、交流人口拡大から関係人口創出に向けた事業構築を目指しており、前年度から継続して調査を行っている。

青森県を代表する観光地である青森市浅虫地区において、地域住民と地域事業者が協働しながら持続可能な観光地域振興を目指す事業として「あさむし月末マルシェ」を2021年から定期的で開催している。前年度の報告にある通り、地域の任意団体と道の駅が主催となり、道の駅の駐車場において、地域内の飲食店や事業者の協力を得ながら、屋外で飲食店ブースを出店する形で2021年は5回（5, 6, 7, 10, 11月）実施しており、来場者のデータを取ることで、交流人口拡大から関係人口創出に向けた可能性を調査した。イベントの定期的な開催によって来場者数の増加という交流人口拡大は明らかになったが、来場者のリピート率が低かったことから、頻繁に訪問するような関係人口となるには課題が残った。一方でイベントへ出店する店舗はリピート率が高く、地域にとっては関係人口創出につながっている。

持続可能な観光地域経営を目指すには、来訪者による関係人口増加が長期的な目標ではあるが、前提として地域側の受け入れ体制の構築が必要である。特に人口減少や高齢化が著しい地域においては、地域内の関係者はもちろん、地域外からの協力者を巻き込み、共に地域活性化のための事業を運営する、つまり協働する関係人口を増やすことが短期的には優先と考えられる。そこで今年度は、地域内の事業者と連携して実施するイベントを継続しつつ、そこに地域外からの協力者を加えて協働することで、どのような成果が得られるかを考察する。

2. 方法

浅虫地区における上記の「あさむし月末マルシェ」を前年度から継続して実施し、地域内外の事業者との連携や協働によって得られた地域側の成果をまとめる。また、イベント当日の来場者数を把握し、企画内容や運営体制の変化による影響について調査する。

3. 2022年度の事業内容と結果

(1) あさむし月末マルシェの定期的な開催

今年度も実施主体は地域内の事業者や団体で行う方針は変わらず、前年度に引き続き道の駅から協力を得られ、道の駅の駐車場を会場として使用した。新型コロナウイルス感染防止対策は青森県が示すガイドラインに沿って講じ、天候にも恵まれ2022年4月から11月まで毎月開催することができた。開催日程と出店数および来場者数は表1の通りである。地域内は浅虫地区に店舗や

¹ 八戸学院大学 地域経営学部地域経営学科 講師

拠点を持つ飲食店等で、地域外とは浅虫地区以外に拠点がある店舗としている。また、企画運営に協力した外部の連携機関も示す。開催の様子は図1から4の写真の通りである。来場者数の測定は、会場入り口2か所に運営スタッフを配置し目視でカウントした。

今年度の初回である4月末は、同日に浅虫町会主催の桜祭りも開催されていたため、600人を超える来場があり、前年度初回の5月開催が231人だったことと比べると、前年度の実績を含めである程度の周知があったと言える。その後の5,6月は、地域外からの出店希望が増加し、15店舗が会場に集まり、700名を超える集客となった。

7月の開催日程については、月末に浅虫温泉花火大会が開催されることに伴い道の駅の会場が使用できなくなること、また7月16日に道の駅がリニューアルすることもあり、月末ではない日程での実施となった。そして、東青地域（青森市と東津軽郡4町村）において移住施策やワーケーション体験事業等を実施している東青地域移住・交流サポート協議会と連携しての開催となった。同協議会とつながりがあるハンドメイド・手作り・クラフト作品の通販、販売サイトを運営する企業の協力を得て、クラフト作家が多数出店することになった。その結果、一日だけでの開催は難しくなり、初めて土日の二日間での開催とした。また、出店者の募集だけでなく、地域への広報においても同協議会には協力いただき、チラシの制作と配布、青森市の広報誌への掲載など宣伝を強化したことから、7月17日には初の1,000人を超える来場者があり、会場内は大盛況だった。同様の形式で9月も土日で実施している。ちなみに、地域内の出店数が少ない背景には、7月は浅虫地区内でねぶた祭や花火大会など多くのイベントが集中しており、その対応にあたるためマルシェの方には出店できなかったことが理由である。

表1. 開催日程と出店数および来場者数

日程	開催時間	地域内 出店数	地域外 出店数	出店数 合計	外部連携機関	来場者数
4月24日	10:00-14:00	4	5	9		629
5月29日	10:00-14:00	5	10	15		784
6月26日	10:00-14:00	5	10	15		785
7月16日	10:00-15:00	1	18	19	東青地域移住・交流 サポート協議会	866
7月17日	10:00-15:00	1	18	19		1375
8月28日	10:00-14:00	4	9	13		776
9月24日	10:00-15:00	2	13	15	東青地域移住・交流 サポート協議会	1278
	17:00-20:00	1	4	5		533
9月25日	10:00-14:00	4	8	12		1442
10月30日	10:00-14:00	4	12	16	青森公立大学	776
11月27日	10:00-14:00	4	11	15		619

9月は試験的に夜も開催した。新型コロナウイルス感染状況が落ち着いていたことと、屋外であれば換気性が良いことから、酒類の提供も行いどのような反応があるかを調査してみた。また、宿泊施設に泊まっている旅行者にも来場してもらえるように、浅虫地区内の施設にチラシ配布を依頼した。出店数は多くなかったものの、販売予定の商品は多くの店舗で売り切ることができていた。来場者には地域内の住民がいつもより多くいたことと浴衣姿の旅行者も見られた。

10月は青森公立大学の学生が考えた「浅虫の和」という企画と同時開催した。同大学の企画はマルシェの会場ではなく、隣接する飲食店の空きスペースを活用して和装体験や茶道体験などを実施し、相互に広報を行い集客するという連携を行った。



図1. 7月16日の様子 (正面から)



図2. 7月17日の様子 (上から)



図3. 9月24日 (夜) の様子



図4. 10月30日の様子

(2) 月末マルシェに関連した新規イベントの開催

①ASAMUSHI CHALLENGE

一般社団法人浅虫温泉観光協会が主催し、青森商工会議所からの協力を得て、道の駅において7月から9月の毎週末にイベント「ASAMUSHI CHALLENGE (浅虫チャレンジ)」が行われた。あさむし月末マルシェは月1回だったことから、浅虫地区が最も集客できる夏季に試験的に毎週マルシェを実施したらどうなるのか、主催者側と協力して情報収集した。

イベント内容としては、道の駅の3階空きスペースを主に活用して、飲食店のブースを設置しての販売と、屋内での開催という特性を活用して、観葉植物の販売やアート展示、ワークショップも行った。月末マルシェに出店している事業者にも案内して出店協力を求めた。集客広報についても、月末マルシェのつながりを活用して、地域内でのチラシ配布や、各団体のWebサイト等に掲載した。当日の来場者数等は測定していなかったようだが、出店料を徴収しており、その金額は売上に応じて変動することから、売上金額によってどのくらいの集客だったか主催者側は把握していたため、大まかな様子をヒアリングした。開催の様子は図5,6の通りである。

レストランが閉店してから、あまり人が出入りしていなかった道の駅の3階だったが、7月の道の駅リニューアルでキッズコーナーができたことから子育て世代が来場するようになり、そこで毎週企画を開催することで、新たな人の流れが出始めている様子だった。しかし、会場のキャパシティもあり、多くの出店が難しいことと、道の駅の流れの動線上、3階に立ち寄る人が限られることから、飲食店の売上は苦戦したようである。一方で観葉植物やアートといった普段ないような企画の際には多くの集客があったようで、企画内容による影響がありそうだ。主催側としては、毎週の調整や広報に苦労したようで、運営体制構築には課題が残った。



図 5. ASAMUSHI CHALLENGE の様子



図 6. 同企画でのワークショップの様子

②クリスマスマルシェとイルミネーション企画

浅虫地区は冬期間降雪のため屋外でのイベントは難しい。あさむし月末マルシェも11月で終了としていたが、前項のASAMUSHI CHALLENGE 企画の成果を参考に、12月以降も屋内ならできるのではないかと関係者で話し合った。道の駅の理解を得られ、浅虫まちづくり協議会と連携し、道の駅の3階で小規模ながら月末マルシェを開催し、同じく4階の会議室では、浅虫の団体や事業者が活動報告を行う「あさむしサミット」を同時に開催することとなった。12月25日（日）は世間的にクリスマスの時期だったことから、「クリスマスマルシェ」として企画し、会場のキャパシティを考慮して、地域内の住民をターゲットにして広報活動を行った。

また、浅虫地区にゆかりがある電気関係企業から、浅虫へ何か貢献できないかという相談があり、イルミネーションを道の駅の駐車場に設置するという企画が立ち上がった。道の駅の協力を得られ、普段マルシェを開催している駐車場に、12月16日から1月31日までイルミネーションを設置し、夕方から夜間にかけて点灯することになった。12月16日の点灯開始の際には、関係者や地域住民に声をかけて点灯式を行った。図7,8のように、雪が降る中ではあったが、マルシェ関係者から温かい飲物の提供と住民団体からの合唱など、今まではほとんどなかった冬の企画に、参加者は楽しんでいる様子だった。

12月25日のクリスマスマルシェ当日、3階のマルシェは地域内から3店舗、地域外から1店舗が出店し、これまでの月末マルシェ程とは言えないが、それなりの集客があったようだ。また、4階の浅虫まちづくり協議会主催のあさむしサミット企画では、地域内で活動している琴の会の演奏や軽音楽のコンサート、ビンゴ企画、浅虫地区各団体からの活動紹介という内容で実施し、開始から終了まで観客席はずっと埋まっていた。来場者はターゲットとしていた浅虫地域内の住民が多かった。開催の様子は図9,10の通りである。



図 7. イルミネーションの様子



図 8. 点灯式の様子



図9. クリスマスマルシェの様子



図10. あさむしサミット企画の様子

4. 事業成果と考察

(1) 前年度との来場者数の比較

持続可能な観光地域振興を目指す事業として開催したあさむし月末マルシェは、どのような成果を地域に還元できているのだろうか。成果を示す指標は様々考えられるが、数値として測れるものはイベントの集客効果、つまり来場者数が一つの客観的指標と言える。そこで、前年度から継続して実施した効果を調べるため、2年連続で同月末に開催できた5, 6, 10, 11月の出店数と来場者数の比較を表2に示す。前年との来場者数を比較すると、大幅に増加した5月があれば減少した11月もあるため、継続すれば来場者が増え続けるとは一概に言えない。ただし、2022年度は出店数も来場者数もある程度の数値で安定している。一方で2021年度では、出店数を増やしても来場者数が増えていない10月があるように、単に出店数を増やせば来場者数が増えるとは言えない。この実施日程はいずれも天候は概ね良かったことと、広報活動は同じように展開していたこと、会場の大きさを考えると、15店舗程度、約750人の来場者というのが、このイベントの規模感と言える。

表2. 出店数と来場者数の年度比較

日程	2021年度		2022年度		前年比率	
	出店数	来場者数	出店数	来場者数	出店数	来場者数
5月	7	231	15	784	214.3%	339.4%
6月	13	737	15	785	115.4%	106.5%
10月	29	582	16	776	55.2%	133.3%
11月	17	735	15	619	88.2%	84.2%

(2) 出店者のリピート率

各店舗の売上については、出品物など事業者による影響が大きいため客観的な指標とは言いにくいことから本事業では把握していないが、各店舗に感想をヒアリングしている限りでは、イベントへの満足度は高い。その根拠となる成果が、出店するリピート率である。外部機関との連携によって誘致した店舗と、最終回の11月から出店した店舗を除くと、2022年度に出店した事業者は22店舗となる。そのうち、1回のみの出店は3店舗で、それ以外は2回以上出店しており、リピート率は86.4%である。

出店するかしないかは、他のイベントと重複した場合や従業員不足など事業者側の事情があるため、地域側には関係ない部分があるが、その点を踏まえた上でどれくらいの割合でリピートし

て出店したのか、全10日程のうち各店舗が出店したかどうかを出店率として分析した。地域内から出店したのは5店舗で、出店率は70.0%であった。地域外の店舗で前年度から出店しているのは8店舗あり、出店率は78.8%だった。今年度から出店した地域外店舗は9軒で、出店率は27.8%だった。

この結果と、個別の店舗事情ヒアリングの結果から、次のことが言える。まず前年度からのリピートが高いのは、あさむし月末マルシェの目的である浅虫の活性化に貢献するという前提を理解したうえで参加していることがあげられる。地域内の店舗はもちろん、地域外からの店舗も当初、目的を理解し、共にチャレンジするという気持ちで参加していることがヒアリングからわかっている。逆に利益のみを目的として参加すると満足できるイベントとは言えないため、リピート率は低くなっている。次に、実店舗を持っていない出店者が多く、このイベントでしか手に入らない、味わえないという点があげられる。キッチンカーでの出店や、遠方からの出店、あさむし月末マルシェにしか出店しない店舗もある。コアなファンもいるようで、毎月楽しみに買いに来てくれる顧客もいるという。今年度は来場者のリピート率の調査が難しくなったため把握できていないが、一定の来場者数があることと、出店者のリピート率を見ると、浅虫地区の関係人口創出ができ始めているのではないだろうか。

（3）外部との連携による成果

今回の事業では、7月と9月に東青地域移住・交流サポート協議会と連携して実施した。集客面では、開始以来初の1,000人を超える来場者となり、クラフト作家の店舗も多数出店したことで、それを目的とした来場も見られたことから、大きな影響があったと言える。運営面においても、広報活動が強化されたことや、出店者との調整、当日の会場設営や誘導など多くの場面で協働することができ、主催者側と協力者側の双方にメリットがあった。その結果、次年度も継続して連携する予定となったため、地域側としては新たな関係人口につながっている。

このように、外部からの企画提案を協働して実施することで、地域には相乗効果が起こっていると考えられる。この事業に関係しないところでも、サンセットビーチあさむしの砂浜でのレースイベント、ダム湖周辺でのマラソン企画など、2022年度は多様なイベントが浅虫地区で開催された。どれも普段はあまり使われない場所を活用しており、地域資源の再発掘や有効活用にもつながっている。そして、イベントを企画運営している地域の団体があることやイベントを実施できる場所があること、継続して開催していることである程度の集客が見込めるようになり、浅虫で何か企画を行ってみたいという雰囲気を作り出されてきている。

5. おわりに

本稿は、持続可能な観光振興のために、地域内の事業者と連携してイベントを継続的に実施し、そこに地域外からの協力者を加えて協働することで得られる成果について考察した。前年度から継続しているあさむし月末マルシェについては、安定した出店数と来場者数が確保できるようになり、地域内事業者の運営体制が構築できた。また、あさむし月末マルシェがあるから、その時に企画を行ってみたい、出店してみたいという声が出てきていること、実際に外部からの企画提案を協力者と協働で実施し、来場者の増加や、これまでには開催できなかった時期でのイベントが実施できたこと、今まで使われていなかった地域資源を活用するといった、地域にとっては好影響が出ており、今後も継続していくことで、観光地域振興につながっていくことが期待できる。

また、定期的にイベントを実施してきたことで、地域で事業を企画運営できる団体や人がいることと場所があることが認識されて、地域外からの問い合わせを受け付けるような窓口機能に発

展していく可能性が見えた。これまでは地域で何かイベント等を実施してみたいという意見が出ても、どこの誰に相談すべきかが明確ではなかった。そこでマルシェ主催団体らが、外部からの相談窓口として機能していけば、地域の受け入れ体制が構築されと考えられる。翌年度も事業は継続する予定であり、地域の内外をつなぎ、観光地域振興を担う地域コーディネータのような仕組みを構築していくことが今後の展望である。

謝辞

本事業は、令和4年度青森学術文化振興財団の助成を受けたものである。

参考文献・資料

1. 井上丹, 2019, 八戸学院大学紀要第60号, 「持続可能な観光地域経営のための関係人口創出に向けた活動——地域資源を組み合わせた観光企画による交流拡大から——」
2. 井上丹, 2021, 八戸学院地域連携研究センター産業文化紀要第31号, 「持続可能な観光地域経営のための地域連携によるイベント結果と考察」
3. 小塩稻之, 2011, 『観光地域コーディネータのためのコトづくり、モノづくり、場おこし学』, 日本販路コーディネータ協会出版局
4. 青森市企画部企画調整課新しい働き方推進室, 「アオモリ・ワーケーション」
<https://aomoriworkation.hp.peraichi.com/>, (参照 2023-02-14)

第32号 執筆者 (掲載順)

- 田村正文 (八戸学院大学地域経営学部地域経営学科 教授)
楊麗栄 (八戸学院地域連携研究センター 准教授)
楊麗娟 (中国西安外国語大学英语師範学院・英語教育学院 教授)
安田美央 (八戸学院地域連携研究センター 講師)
井上丹 (八戸学院大学地域経営学部地域経営学科 講師)

産業文化研究

第32号 (2023)

2023(令和5)年3月31日発行

編集・発行

八戸学院地域連携研究センター

〒031-8588 青森県八戸市美保野13-98

電話 0178-25-2789

FAX 0178-25-1968
